

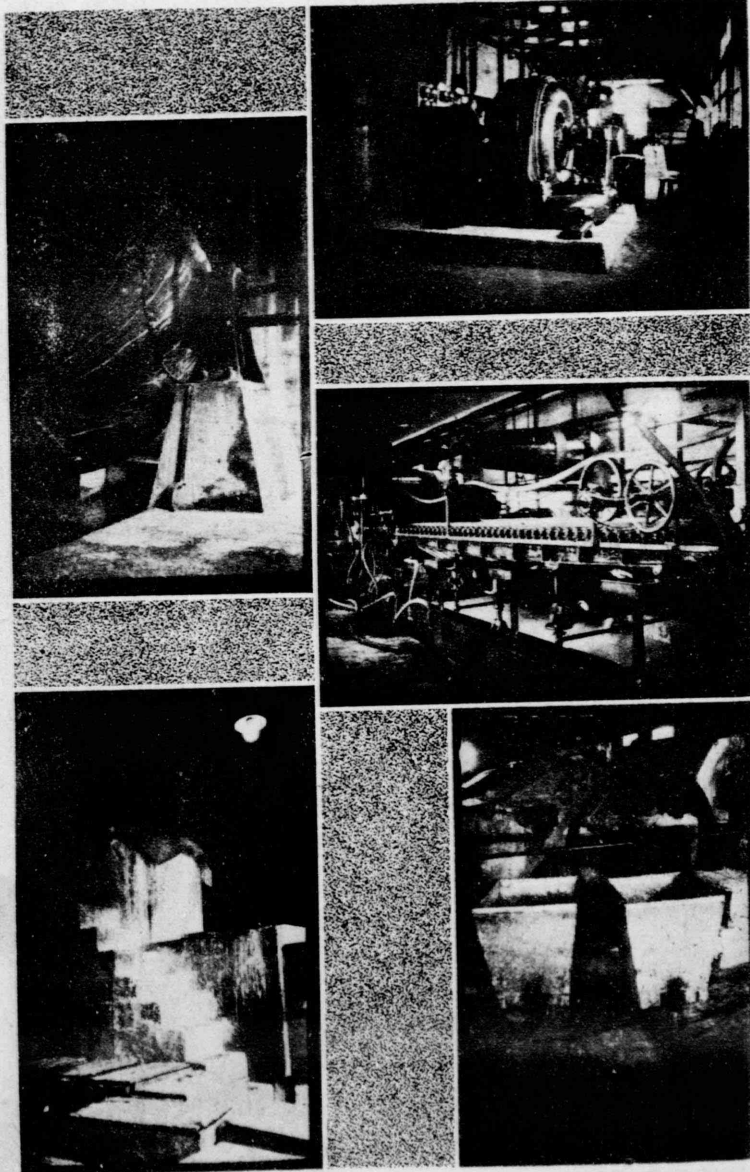
~~3000~~

# 刑 政

刑 務 協 會 發 行

第 六 號 第 參 拾 六 卷

部内の場工紙抄所務刑岡静



(照參面裏)

刑 政 前月號目次

獨居拘禁の目的	補成會囑託	正木亮
監獄教育論	辯護士	大澤真吉
刑事裁判と行刑の可能性	豊多摩刑務所長	寺崎勝治
指紋法に就いて		藤井藤藏
藝術及び文學に表はれた犯罪者	文學士	本田喜代治
刑務所建築と色の心理	佐賀刑務所長	小橋川昭慶
交換教誨	教誨師	荻屋老龜
英國の刑務所に於ける醫務補遣	司法省衛生官	芥川信
心猿意馬制御の一良法	教誨師	藤本法林
藤木氏の懲罰法改良論に就いて		戸村要作
英國今日の監獄制度		
行刑統計		
叙任—勅令通牒—彙報—會報		



### 刑務官の使命

刑務官の使命が受刑者の保管にのみ限られたことは刑罰思想の幼稚なる時代の現象であつた。此の時代の刑務官を稱して獄卒又は牢番と謂ふ。今日時として獄卒又は牢番の稱を聞くことある毎に吾人は刑務官にして因習的刑罰思想に囚はれ居る者なきやを怖る。蓋し今日の社會は既に受刑者に對する應報のみに満足せず反て彼等に對し改善を行ふことをも重要視するに至つたからである。然らば刑務官の使命は今や益々困難に遭遇するに至つたのである。何となれば從來の責任は逃走を防ぐに盡き今日の責任は受刑者の内的及び外的の指導を必要とするに至つたからである。

茲に於て吾人は刑務官がその使命を果すために必要なる要求を爲さざるを得ない。而して刑務官が毎に常職を養ふことは受刑者の外的指導をなす一つの要件であり、自らを清くすることは之が内的指導をなす一の要件である。その何れを缺くも行刑は竟に失敗に歸せねばならぬ。

右二個の要求や洵に六ヶ敷き問題である。されど刑務官が此の使命を感じて最善の努力をなすまじき、彼の職や他の孰れの職よりも尙く、彼の人生は有意義となるであらう。自己の形式的地位の卑賤を卑下するとき、彼は遂に精神的敗壞者として刑務官の資格を失する者である。自己の職權を過大に使用し、受刑者に對し憐愍、冷酷、高慢、罵詈を行ふとき、彼は精神的非常識者として獄卒の誇りを受くるであらう。

最近プロシア行刑規則は草案に特に刑務官の此の使命を明規したり。されど此の使命は法規を以て律すべき性質のものではない。要は吾人の相共に日常服膺すべき刑務官たるの規準である。例令吾が法規に此の規定なくとも、吾々は互に此の使命を果すことに努めようではないか。

(左上)

罐 解 罐  
 壓力 75 封 度  
 容 量 15.000 立  
 直 徑 10 呎  
 回 轉 數 5.31 分

(左下)

漂 白 液 調 製 用  
 混 凝 土 製 溶 解 槽  
 直 徑 六 呎  
 高 サ 六 呎

(右上)

抄紙工場用動力  
 300 馬力電動機  
 電壓 3,300 ヴォルト使用

(右中)

長網式抄紙機  
 (54 吋)

生産高 24 時間 6,000 封度

(右下)

ビ タ ー  
 漂 白 用  
 調 合 用  
 容 量 1.00 封 度



刑 政 第參拾六卷第六號目次

刑務官の使命……………卷頭言

岡野司法大臣訓示要旨……………(四)

フロシア監獄法規新草案に現はれたる自由刑執行の變革……………正木亮(六)

陪審と誤判……………判事 垂水 克己(三)

警務の緊張性と放慢性……………豊多摩刑務所長 寺崎 勝治(二)

指紋法に就いて……………藤井 藤藏(三)



歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就いて……………十字 街生(三)

婦人と刑務改良事業……………(四)

圖書運用の方法に就いて……………教誨師 小原 靜乘(四)

受刑者に印せし活動寫眞の反響……………(五)

地震と噴火の話……………東京帝國大學教授 大森 房吉(五)

常識の泉……………(五)

行刑統計……………(六)

叙任——訓令通譯——彙報——會報

# 岡野司法大臣訓示要旨

— 地方長官會議に於て —

**新刑訴法** 新刑事訴訟法は明年一月一日より實施することに定りましたが、同法は司法警察に關する規定に大なる更革を加へまして其の主義其の精神を明にしたるものが尠くないのであります。仍て各位は司法警察の任に在る者には能く新法の趣旨を會得せしめ、職務執行上缺遺ならしむる様御指導あらむことを希ふ次第であります。惟ふに司法警察の事務は漸次向上發達しつゝありますが、尙改善の餘地なしとは申されませぬ。各位は新法施行の機會に於て一層司法警察事務の刷新改善の實を擧げられんことを望みます。

**陪審法** 陪審法は既に公布せられまして來る大正十七年より實施するの計畫であります。御承知の如く陪審制度は國民をして司法事務に參與せしむるものでありまして、而も我邦に於きましては創始の制度であります。其の實績を擧ぐるに付きましては陪審員の選定に關する事務に與るべき市町村長をして此の制度に通曉せしむるの必要なるは勿論、一般國民に陪審法の精神を十分に徹底せしめ陪審員の任務責任の重大なることを理解せしめなければなりません。

**少年法** 少年法及矯正院法は本年一月一日より實施せられましたが、少年法の精神とする所少年の身上に關する各般の事情を精細に調査し、其の性格環境等に應じて適當なる保護處分を加へ、少年の不良なる性格を矯正し之を指導して善良なる國民たらしむるに在りますが、因と少年保護事業は學校寺院教會保護團體其他各般の施設と提携しなければ其の効果を擧ぐる事が出来ませぬ。就中矯正院は之と密接の關係ある感化院の協力に俟つべきもの極めて多大であります。而して保護を要する少年の數は年を逐ふて著しく増加の傾向を呈すること最近統計の

示す所であります。洵に憂懼に堪えざる次第であります。少年法は實施せられましたが少年裁判所は僅に東京と大阪とに設けられたるに過ぎませむ。且其の上實施後未だ幾何も時日を経過しないのでありますから、今日其の成績に付き特に取立てて申し述べざる程の材料はないのであります。近き將來に於て東京、大阪以外の地方にも漸次少年審判所を設けて全國に亘り保護處分を行ふ考でありますから、各位は其の際に於ては少年法の本旨とする所は保護を加ふるに在ることを國民に周知せしめ、其の實績を擧ぐることに助力せられ、不具少年絶滅の理想を達成せむことに盡瘁せられんことを望みます。

**保護事業** 釋放者保護事業も漸く世人の認諒する所を爲り、逐年良好の成績を擧げつゝありますが、之が完成には尙幾多の施設と一層の努力とを要するのであります。今春紀元の佳節に當り長くも巨額の御内努金を御下賜に相成りまして、聖恩の殊渥なる感激措く能はざる所であります。屆に當る者は勿論觀望の存する所を奉體して釋放者保護事業の完成を期せなければならぬのであります。惟ふに釋放者保護事業は釋放者を保護し以て再犯の絶滅を期するに在るのであります。此の目的を達成するには世人をして徒に釋放者を憎惡畏怖するが如きことなからしめ、寧ろ同情の念を以て之に對せしめ、又釋放者を保護するは畢竟社會の一員として負擔すべき當然の責務なることを自覺せしめなければならぬのであります。

**思想問題** 我國近時の現狀を通觀しまするに政治問題と云はず労働問題、農業問題、經濟問題其他各般の文物制度に關し、外來の思想に「カブレ」たる過激の言論を弄して民心を蕪惑せむとする者あるは實に寒心に堪えないう次第であります。固より廣く外國に於ける文物制度を比較研究して我國文化の發達を圖るは緊要のことであります。が、深く其の是非正邪を究むることなく、又我國體、社會組織、國民性と相悖ることなきやを顧慮せず、唯巧に世人の好奇心や利慾に投じて荒唐無稽の言説論議を唱道宣傳するが如きは嚴重に之を取締を爲さなければならぬと思ひます。斯の如き者に對しては假借する所なく、嚴重に法を適用し斷々乎として之を檢舉せしむる考であります。斯から斯る事犯ある場合には能く檢事と相策應して迅速機敏の處置に出でられむことを望みます。

# プロシヤ監獄法規新草案に現はれたる自由刑執行の變革

正木 亮

(一)

今次歐洲戰亂の影響は、獨り諸國の財政又は政治の上のみ波及したるに止らず、諸種の法律事業に關し著しき變革を來したことは、何人も認むる所である、殊に其の刑事法の改正に至つては、獨逸に、伊太利に、スウイスに、奧太利に諸種の改正草案が公表せらるゝにより、明かなるのみならず、新興國として吾人が毎にその如何に新しき事業をなすやを期待しつゝあるチエコスロバツク、又はポーランドの新法制定の如き、何れも舊來の世界の刑罰制度に多少の變革を來したとは之を否定するに由なきところである。(法學志林第二十五卷第六號牧野博士最近の法律現象としての調停及び陪審) 如斯き新時代にあつて、此等諸種の改正と共に、極めて微細に亘り受刑者の處遇を改善したるプロシヤ監獄法規の新草案が、一九二〇年より一九二二年までに三回に亘りて起案せられたることは、吾人の最も注目し得るところである。何となれば、國民の心理は常に過去に飽き足らず將來に開發せんとするものである、而も國民が自己の權利に對し主張せんとすることは、去年よりも今年、今年よりも來年に於て強きことは、過去より現在に至る民權の發達史を顧く者の何人も肯定するところである。彼の刑罰作用が應報より目的に遷り、客觀より主觀に遷り來れるも亦此の發達に因ること明かである。故に明治四十一年即ち十六年前に制定せられたる我が現行監獄法規も亦、現今に於ては既に國民の心理に合致せず、諸所にその改廢を必要とするに至りたることは、時の然らしむるものであると謂はねばならぬ。

プロシヤが一九〇二年に現行監獄法規を制定して、既に二十年の今日草案を起案するに至りたることは、蓋し歐洲大戰の結果獨逸が帝政より共和政に革まりたる結果とのみ見ることは洵に早計であつて、その改正の根本の理由は國民の心理の發達に基くものと見るを最も正當なりとするのである。何となれば獨逸が現行の刑法に満足せず、之が改正に監手したのは實に一九〇九年のことであつて、之に伴ひ自由刑執行に對する國民の要求も亦更に新しきものあるべきは、刑法とその執行法規との關係自體に於て充分に推定することが出来なければならぬのである。要するに余は本論をなすに當り此の變革したる法規を概觀するに先立ち、敢て此の變革が國體の革命に因るに非ずして、國民心理の發達を表現したるものなることを斷言してはゞからない。

(II)

余は今一九二二年に、起草を終りたるプロシヤ司法監獄規則と、一九〇二年に公布せられたるプロシヤ内務省所轄監獄則(谷田博士の獄制資料による)とを比較し、執行の内容に變革ありたりと認むべき數點を指摘し論を進めたいと思ふ。勿論新草案第二條が「監獄ノ高級監督ハ司法大臣之ヲ行フ」と規定し、從來批難多かりし兩頭主義 *Dualismus* を止めて執行の統一を計りたることは、プロシヤの執行手續にとりては一大變革たることは否定することの出来ない事實であるが、それは執行の内容とは直接關係少き組織上の問題なるを以て之が説明は避けよう。

先づ草案の部分的變革の指摘に先立ち全體に通じて之を觀察すれば、一九〇二年の監獄則と本草案との間には大なるへだたりのあることを認めなければならぬ。何となれば前者はその規則全體を通じて刑罰の累進的執行の思想は極めて稀薄であつて、況んや累進制度の組成は思ひもよらぬ程度なるに反し、後者は刑罰の累進的執行の思想が極めて濃厚となり、累進制度の對象たる優遇方法は、刑期の経過及び行狀の改善に伴つて漸次進行すべき様に規定され居るを以つて、本草案は各本條に於て只累進的執行の趣旨を現はし、之を綜合すれば即ち累進制度を確立するに充分なる規則を制定した

プロシヤ監獄法規新草案に現はれたる自由刑執行の變革

るに外ならないのである。(累進的刑罰執行と累進制度の區別に就ては本月號法學志林拙著自由刑執行の累進制度を參照せられ度し)蓋し累進制度なるものは近世に於ける殆ど世界共通の自由刑執行方法なるに拘はらず、獨り獨逸國が之を採用せざりしことは一に同國が獨居拘禁制度を固守し二にクローネ一派の實務家の反對を受けつゝありしによると雖も自由刑の執行作用が只に犯罪人の内的矯正に止むべきに非ずして之を外的換言すれば社會的に矯正改善するを必要と認むるに至りたることは最近諸國の刑事學者刑事政策家又は實務家の間に共通なるところにして獨り獨逸のみが之を許さざるは洵に刑罰作用の移動に着眼せざるの觀があつたのである。しかり、今次一九一九年の刑法草案の起案せらるゝや學者實務家は同草案が今日に至るも尙その累進制度を規定せざりしを非難するに至つたのである而して獨逸に於ける刑罰執行方法は俄然として累進制度採用の輿論を惹起した事に至つたのである。曰くリープマン教授曰くクルト、エンゲル曰くハンツ、エルガー、彼等は何れも累進制度の謳歌者である。如斯く問題多き累進制度が本草案に織込まれたることには實にプロシアのみならず獨逸に於ける刑罰作用の一大變革なりと謂はねばならぬと同時にまた世界的に統一せられんとする累進制度論者の一大暗礁なりし獨逸が茲に至りたることは刑罰史上の一大光彩であり刑罰の社會化にとつて大なる福音と謂はなければならぬ。

されど新草案に此の變革を來した以上之が執行に當る官吏は自ら受刑者を社會的に改善する爲めに更に大なる努力を必要とするであらう。從來の如き拘禁大切と勤務する官吏は少くとも社會的に刑罰を執行するには餘りに舊陋である。茲に於て新草案は第二十條第一號に於て、一にはその素行を治め自力によつて刑務所の進歩を計るべき努力を要求し、第三號に於て受刑者を再び人類社會の必要なる一員とすべき目的を離るゝことを得ざることを規定して居る。此の二個の要求は明に一九〇二年の監獄則と異るところである。何となれば、一九〇二年の監獄則は官吏の一般心得(第四十五條)として自ら守ることを命じ、極めて消極的なるに反し、新草案に於ては官吏の使命や極めて積極的にして重大となつ

て來たのである。仍ち之によれば、官吏は知識を廣く求め、職權よりも自己の徳識を以て改善進歩を計るべき義務を生じて來たのである。兩者の間に官吏の性質に關して當人と指導者の差異を作るに至つたことは何人も認め得るところであらう。而して此の差はやがて刑罰の本質に關係を及ぼすものではあるまいか。余は惟ふ。右述べたる二個の變革は互に關聯し、一は刑罰の社會化を表現し、他はその制度に對する批難として起る善き官吏の採用難を解決せんとしたる問題である。他の部分的の點を見れば、決して總てが進歩とのみ謂ふを得ざること勿論なれども、新草案全體を觀察すれば、蓋し最近の諸立法中の一異彩である。

(III)

余は更に進んで受刑者に對する處遇の點に付き、新草案と一九〇二年の監獄則との間に生じたる進歩の跡を探ねよう。

我が監獄法に於ても屢々問題が起るようには、プロシアに於ける受刑者の情願も亦此の度の改正の問題となつたのである。即ち一九〇二年の監獄則はその第七十六條に於て情願の内容を行刑の方法(刑事訴訟法第四九〇條の規定の範圍外)刑務所に於ける處遇及び懲罰とせるを新草案は情願の外に訴願を認め「刑罰執行の總ての命令に對する」訴願を爲すことを許した。勿論前者に規定せる「處遇」の範圍の解釋によりて彼此同じきこと生ずべしと雖も、新草案の要求するところは苟くも刑罰執行に關する命令にして自己に不利なるときは、之に對し受刑者が刑罰執行の範圍を逸脱したるが如き取扱ひに對しては、受刑者の權利を確保せんが爲めに、之に訴願權を認めたる所以であつて、換言すれば訴願に關する新規定によつて從來の如き人間生來の私權をだに剝奪せんとするが如き、因習を打破せんとするの試みに外ならないのである。我が監獄法第七條は情願の内容を「監獄處置」と規定せり。受刑者は監獄の處遇に非ずして司法省の處置に對しては救済を求むるの方法なき状態にあるものと謂はなければならぬ。之れ既に現今の國民精神に合致せざ

る規定たるを免れないのである。故に新草案が受刑者に對して訴願權を認めたる點は只にプロシヤ國に止らず、我が國の今日の狀態に於ても既に要求せらるゝところであつて、監獄學研究家にとりては一新材料たるを失はないのである。次に受刑者中善行者に對する處遇の向上を考察することは執行家にとりて極めて有益なるものがある。何となれば、例令法規の命ずるところなりと雖、その類推又は勿論的に解釋し得る場合に法規の形式に囚はるゝことは刑罰執行官の最もつゝしむべきことであつて、それを忘るゝときは刑務所は永久に社會に離れ、その改良は望みなきに至るからである。故に他の法制に於て適宜なる處遇方法を求め、之を我が法規の許す最大限に於て適用することは今日の刑罰執行官の努めでなければならぬ。先づ新草案は一九〇二年の規則に於て豫測せざりし善行者に關する刑罰の輕減を其第六十九條の二に於て規定して居る。即ち受刑者改悛の情あるときは禁錮囚は三ヶ月懲役囚は九ヶ月服役したる後に副食物及之に等しき物の購入を許可し、日刊新聞の所持を許可し、其の他居房の裝飾、著作又は製圖をなすの許可、自己の爲めにする仕事、四日以下の期間に於て賜暇を與ふる等從來の優遇に比し如何に進歩發達せるかを思ふ。實にや刑罰執行は應報ならざるべからずとの觀念による者は新草案の趣旨を極めて批難するであらう。されど曩にも謂へる如く吾々は刑罰の執行は國民の心理に隨伴することを必要とするのであつて、然も現今の社會は受刑者の再犯の防止を切望するところ大である。果して然らば吾人は何等かの方法を以て之が道を講ぜなければならぬ。而してその唯一の方法は實に刑罰執行の社會化になり來つたのである。累進制度の採用も官吏に對する向上の要求も結局此處に歸着するのである。善行者に對する上述の輕減は實に刑罰執行の社會化に貢獻するところ多かるべきを思はねばならぬ。勿論その方法未だ充分なりとは謂へない、されど因習的刑罰執行法規に活路を開いたことは新草案の功績なりと謂はねばならぬ。

余は此の種の改良が決してプロシヤ一國に止らざることを確信するものである。我が行刑局の認めたる新聞の所持又は活動寫眞による社會的訓練に就ては、既に本誌を通じて余の公にしたるところであるが、尙其他の運用に就て我々が更に大なる研究を積まねばならぬと共に實務家の囚はれざる改良事業によつて完成せらるゝことを期待しなければならぬ。(賜暇、新聞の許可は昨年十一月號刑政受刑者保護の新思潮に説明したるを以て参照せられたし)

次に新草案第七十條は懲罰を規定するに當り、一九〇二年の規則第六十九條に重大なる變更を加へたことは見逃すことの出來ぬ事實である。そは右第六十九條第八號に規定せる四週間以内の施械即ち簡單なる手械を施し、長さ五十「センチメートル」の鐵棒に繋鎖すること、鎖を付したる足械を施し一足若くは兩足を繋鎖すると、手足共施械すべき規定を廢し、更に同條第十號に規定せる三十度以下の答罰を廢止したのである。此の二種の方法は我が監獄法規に於ては全然規定せざるところであつて、プロシヤの今次の改正は決して進歩したるものと認むる能はざるのみならず、寧ろ遲きに失するをあやしまねばならぬのであるが、プロシヤの刑罰執行にとりては一大變革であることは何人も異論を起さぬところであらう。蓋し自由刑罰の執行はその犯罪人の自由を對象としてその身體を對象とすべきものにはあらず、而して一九〇二年の規則がその身體上の痛苦を要求しイギリスが又答罰 *Whipping* を規定せることは之を沿革上の名残りとしてのみ價值を認むべきものであつて、戒護上の必要な限り如斯く身體に痛苦を與ふべき取扱は決して博愛主義以後の刑罰作用には許すべからざること明かである。余は此の點に於てプロシヤ新草案が遅ればせ乍らも一進歩を來せることを多とせねばならぬ。

その他接見又は書信の許可に付ても亦彼と此との間には多大の變更のありたることを認むることが出来る。例へば一九〇二年の規則が接見室に鋼鐵製の格子としたるに反し、新草案は之の點を削除したる外に接見に於ても亦書信に於ても新草案はその行狀善良の促進を爲すに資せんことを努めたるは、累進制度を趣旨としたる本案當然の結果と謂はねばならぬ。

尙刑務所委員會及び活動寫眞の使用等に就ては、既に昨年余が受刑者保護の新思潮の中に述べたるを以て敢て反復せ



プロシヤ監獄法規新草案に現はれたる自由刑執行の變革

乍と雖も、之等も亦新草案の一進歩として數へざるべからざること論を俟たざるところである。數へ來れば、到底煩に堪えざる程新草案は舊に比して變革を來して居るが故に、以上二三の顯著なる點を擧ぐるに止めて稿を了へよう。

(四)

上述したる如く新草案は舊來のプロシヤ行刑方針を變じて累進制度となしたると共に、之に伴ひ諸點の改良に努めたるは行刑の改良に極めて保守的なりし獨逸としては洵に一大事業である。されど余は此の草案の功績を單にプロシヤ一國に止むるに忍びざるところである。何となれば草案全體の趣旨たる累進制度に達したることは既に過去百年の歴史に徴すれば決して率先したる改良といふべからずと雖も、その制度の各部分となるべき諸點を考察せば、未だ他國に見る能はざる進歩の跡を窺ふことが出来るのである。累進制度の發達はその形式に於て既に萬國のとなりたりと雖も、その内容は各國區々である。形式を累進制度に藉名して内容は極めて舊式なる反時代的のものなきに非ざるときに當り、プロシヤが一躍して豊富なる内容を示すに至りたることは吾々監獄學を研究する者に卓越せる新資料を與へたるものと謂はねばならぬ。換言すれば、監獄學上一エポックメイキングを劃したる功績は偉大なりと謂ふことが出来る。昔は偉大なる學者、行刑改良家として知られたるジョン、ハワードやワグニッツやフォン・アルニムやベンジャミン、フランクリンやクロフトン等の天才によつて行刑の改良が計られ、今は社會の時代精神が行刑の改良を促すことが多い。プロシヤの新草案も亦後者に負ふところ多しといはなければならぬ。故に今後の吾々の研究も實務家の施政も共にその時代の精神は之を繊細に知悉しなければ行刑の目的は到底達成せられないであらう。古人の研究の跡や思索の經路や外國制度との比較は勿論必要である。さり乍徒らに之等のみ因はれてその國、その時代の精神を没却するときはその行刑は失敗に歸すべきこと必然である。吾々の目的とするところは恒久なる行刑の歸着點を探ねんとするにあるのであつて、

一時の纏結は毎に避けなければならぬ。此の理想の一點にても現はれ來つたことに於てプロシヤ監獄法規新草案に現はれたる今次の變革は將に成功といふべきではないか。(完)

(本草案には理由書が發表されて居らぬ。草案の全譯は何れ發表し度いと思ふ。原文の全譯を紹介せずして批評を試みることは或は明瞭を缺くかも知れないのであるべく各本條を指摘するを避けて趣旨を擧ぐるに努めたのである。されど理由書がない爲めに批評が極めてドグマに陥つた嫌かないでもないと思ふ。此の點は特に諒として貰い度い。)

# 陪審と誤判

垂水克己

一九二三年四月十八日(法律第五〇號)我國は陪審法の公布を見た。之に依つて我國民の法律生活を動かす全機關の中に今や新たなる、齒車が加へられた譯である。此齒車は五年後には回轉を始めるであらう。問題は實施の曉果して能く此新機關が我國全法律制度の運行を圓滑ならしむるに與つて力ありや否やにある。陪審制度を採用することが我等の社會生活特に法律生活の上に妨害的の軋轢作用を與へないであらうか。是は吾等法政に携はる者の否社會一般的の現實問題となつて來たのである。

所謂陪審制度とは裁判官に非ざる常人をも事件の判斷者として裁判に參與せしむる制度を謂ふ。近世陪審制度 Juriesystem の母國は勿論英國であつて、今を去る六七百年前即ち十二世紀より十四世紀の間ブランドヂエネット王朝時代プロシヤ監獄法規新草案に現はれたる自由刑執行の變革

に於て長足の進歩を遂げ略々今日の制度の骨子を造つた。(Rozenfeld, Rechts-Strafprozess S. 19 ff.) 更に遡るならば英國の陪審制度の濫觴は遠くフランク時代(今より千二、三百年以前)の審問手續 *Inquisitio* に之を求めることが出来る、此審問手續はノルマンディーに傳はりノルマンデイ侯ウヰリアム William the Conqueror が英國に君臨するに及んで英國に移植せられ茲に發達したものである。(大場茂馬陪審制度論五六頁以下 Brunner, Entstehung der Schwurgerichte, 1873) 英國の法律制度はルソー、モンテスキューの徒によつて極稱せられ一七八九年の大革命後佛蘭西は英國に倣つて陪審制度を採用した。獨逸も亦一八四八年の獨逸革命と共に此制度を繼受した。かくて近代諸國は概ね此制度を採用するに至つたのである。我陪審法の議會に於ける討議は憲法違反問題を以て終始したかの如き觀があるが歐米に於ては陪審制度は近代憲法よりも古いのである。

英國に於ては民事訴訟に於ても或範圍内に於て陪審を附する然し是は今の吾々の問題ではない。刑事訴訟に於ては先づ起訴を爲すべきや否やを決定する陪審がある。二十三人の陪審員より成るが故に之を大陪審 *Grand Jury* と云ふ。其評決は多數決に依る。次に更に公判に於て被告の有罪無罪の問題 *guilty or not guilty* を決定する十二名より成る陪審がある。之を小陪審 *Peity Jury* と云ふ。法廷に於て裁判の審理に立會ひ裁判長より犯罪事件の摘示 *summing up* を受け法律を説明せられ然る上密室に退き陪審員のみ合議を爲し被告が有罪なりや否やを評決する。評決は英國の制度の特徴として十二名全員の一致あるに非ざれば有罪の評決は爲し得ざるものである。陪審員の評決は裁判官を拘束し無罪の評決の場合には被告は勿論放免せられ有罪の評決の場合には裁判官は刑の量定をする。英國に於ては略式裁判 *summary trials* *diction* の場合を除き原則としてすべて陪審に依つて裁判が爲される。

英國刑事訴訟に於て陪審による有罪の裁判に對しては控訴は久しい間許されなかつた。陪審裁判は第一審を以て確定したのであつた。(Alexander, Judicial Administration in England and Wales, 1911.)

## II

余は最近偶々 *Mendelssohn Parthory's* の *Englisches Richterium im Court of Appeal* を讀んで我が日本に比し所謂眞の誤判と稱すべき事件の少からざるに一驚を吃した。謂ふまでもなく刑罰は眞に犯罪をなしたる者に對する應報、教育の手段であつて罪なき者に對して加へらるべきものでは全くない。刑罰の本質は苦痛 *Schmerz* であり害惡 *Uebel* である以上之を誤つて他人に加ふることは、所謂「誤判殺」 *Justiz mord* は最大不祥事でなければならぬ。行刑の實務に携はる人々には如何に多くの在監者が自己の無罪を訴ふるものであるかを熟知してゐるであらう。然り、全刑事訴訟の目的はたゞ二つの眞實の裁判を爲すことに集中してゐる。眞實の裁判なくして何處に眞實の行刑があり得るものぞ。陪審法そのものも全く眞實に合したる裁判を得んが爲めにこそ生れたのであつて此目的を外にしては同法の存在は卒然として其價値を失ふのである。

吾人が英國陪審制度の歴史を繕くならばスチュアート朝の後半判事が王權濫用の機關と化し陪審員に對し被告を有罪なりと評決すべく命令脅迫した時代すらあるのを見る。(ウイリヤムベン及ウイリヤムミード事件其他大場前掲八八頁—) 成程斯かる明らかに不正なる司法權の發動ありし時代には之に對して陪審員は正に「自由の守護神」 *The paladium* *liberty* として人民の權利を保護するが爲めに裁判に參與することが必要であつたらう。然し乍ら斯かる暗黒なる時代は過ぎ去つた。現代に於て、人民の参政權を實行するがために國民の代表者を裁判に關與せしむる意味に於て陪審制度を肯定するならばそれは明らかに不合理でなければならぬ。蓋し裁判は國民多數の意思に合致することよりも假に之に反しても嚴然たる科學的實體的眞實を發見することを其最高の目的とするからである。ダナイスト、セルクマイヤー等が若し陪審制度をして政治上の性質を有せしむるならば此制度は最早や政治上の價値を有しないと云つた言葉は如上の意味に於て余は之を享け入れたいのである。

すなはち今日の法律組織乃至社會状態より論ずるならば陪審制度の目的は一つには、往々世事に疎く偏狭に陥らんとする裁判官の情理に適せざる判断を救済すること、少数裁判官の誤り易き判断に代るに十目の見る所十指の指す所たる多數人の判断を以てすることに存すると共に他面純粹裁判官のみに裁判を任ずるときは往々不公平なる裁判を爲さるゝ虞があるから之を防止せんとするにある。陪審制度を採用することによつて裁判所は一層國民的 Volkstribunal になることは明白である。(Rosenfeld, a. O. S. 62)

刑事社會學派の泰斗エンリッコ、フェリ教授は法律制度として觀たる陪審制度の利益を二つ擧げてゐる。其一是「道德的判断」である、道德的判断——恐らくは是れ羅馬人の「衡平」equitas に合致するものであらう。すなはち人間の社會は急速に不斷の進歩を遂げるが故に如何に完全なる立法と雖も歳と共に豫見し得ざりし缺陷を生じ善法も亦惡法と化する。斯かる刑法の缺陷こそ陪審員の不羈獨立なる自由認定によつて之を補ふべきものである。二是其「真相に一致せる有罪裁判」intimate conviction である。「良心の靜かなる囁き」である「本能的直覺」natural instinct である。換言すれば裁判官は形式的證據に拘泥して實際犯罪ありしと思はるゝに拘はらず敢て有罪の宣告を爲し得ないものであるが陪審員は此弊に陥らない (Farr, Criminology, 1917 P. 479) 然り。陪審の長所は正に右の二點に存する、而も此長所こそやがて非難を受くべき短所そのものである。第一、陪審員の自由認定は必らずしも道德に合致するとは限らない最近アメリカの裁判を視察して歸朝した人が「婦人の犯罪は概ね陪審員によつて無罪にせられる」とて駭愕した由を余は讀んだ。第二、的確にして動かすべからざる嚴正證據判断を離れて所謂本能的直覺を爲すことは必しも常に事件の真相に合致するものとは謂ひ難い。所謂狀況判断——殊に群衆心理に支配せられたる非科學的衆人の狀況判断——ほど危險なものも又さあるまい。司法上の最大不祥事たる誤犯殺は實に此狀況裁判から生ずるのである。

## 三

歴史ある英國の陪審裁判はまた誤判の記録をも残して、前掲 Mendelssohn Barthory の著によつて知り得たる所を少しく左に述ぶるであらう。一七六七年倫敦出版「血の叫び」一名「陪審員の訓」The cries of blood, Jurymen's Man Book 云ふ書がある。是は全く罪なくして窃盜や殺人の罪に問はれ有罪の評決を受け餘儀なく刑に服し死刑に處せられたる幾多不幸なる人々の生涯に愛憎な最期とを真正且忠實に物語つたものである。表題の上に詩が寄せられてある「されば陪審員よ情況に依りて罪を定むること勿れ、汝等も亦人間に過ぎず人間には過あるものなれば」汝等と同じ昔の陪審員が一六六〇年ジョンアンペリー及び彼女の二人の美しき愛息ジョン及びリチャードを死刑に處した。彼等三名はキャンブデン伯爵夫人の財産管理人たる紳士ウヰリヤム、ハリソンを彼が地代徴收のため彼等の畑へ差し掛つた時に細引で之を銃殺した。其細引は長男のボケットから發見せられた、と云ふことであつた。然るに右ハリソンは生きてゐて後土耳其から歸つて來た。盜賊團が彼を土耳其へ誘拐して行つて彼地で奴隸に賣飛ばしたのであつた。

又同様にして陪審員は一七二一年ウヰリヤム、シヨウをエディンバラで死刑に處せしめようとした。同人は其娘キャザリンを刺殺した。父は娘と隣人との婚約に署名しようとしなかつた。娘は死際に自分の實父が自分を殺したのだと云つた。父が絞首臺で殺されぬ先に一通の手紙が現はれた。それによると妾は短刀で自害して後父を下手人だと云つて濡衣を着せやうと思つてゐると書いてあつた。

陪審員はまた一七二七年ジェームス、クロウをヨークに於て同様死刑に處し、ジョン、ミルスをエクスターに於て、一七三六年ジョンナサン、ブラッドフォードを牛津に於て、一七二二年虛偽の告白をしたオリバー、ラムをバーウヰツクに於て、一七四二年ジョン、ジェニングスを、一七三六年ジョン、マツクギールを其他多くの者を誤つて死刑に處せしめた。二十世紀の勢頭には有名なる二大疑獄事件が起つた。アドルフベツク事件及びチョーヂ、エダルチ事件はであ

る。

一八七七年オールド、ベリー裁判所に於てジョン、スミスなるものが有罪の裁判を受けた。彼は自らウ井ロービー卿と稱し常に奸計を弄し四名の不良女より金品を詐取した其罪により五年の刑を受け一八八一年に出獄した。一八九四年又も同じ違り口の事件が起つた。賤業婦オテイリー、メイツエが街頭でアドルフ、ベックを犯人として捕へ警察の手引渡した。今一人雇された女が同じく彼を犯人として認め義のジョンスミスを逮捕した警察官は此ベックをジョンスミスに相違なしと言つた。筆跡鑑定人は小切手はベックの偽筆だと宣言した。或警察官の反対ありしに拘はらずベックは有罪となり一八九六年より一九〇一年まで獄窓の下に坐した。一八九八年に至りジョンスミスは事件當時別に實在してゐたのでベックはジョン、スミスでなかつたことが判つた。一九〇四年又もやベックに對して同様な事件が起り今度も筆跡により同一犯人と認められた。判事は思ふ所あつた判決を留保してゐた、其間に眞犯人ジョンスミスが今は大膽にやつてゐた仕事の際に逮捕せられた。一方ベックは此間未決監に拘留せられてゐたのであつたが今や筆跡が全然スミスの書いたものであつた事實も明らかになつた。新犯人ジョン、スミスの手と一八七七年のジョンスミスの手とは瘰痕があつた然るに災難なことにはアドルフ、ベックにも類似の瘰痕があつた。

次にエダルチ事件である。エダルチは一九〇三年には若いパーミンガムの訟師であつた。父は其地方の田舎牧師で印度人ながらも此英國の内地に相當任職の地位を占めてゐた人であつたが村民は彼の皮膚の色を嫌惡した。處が此村に馬殺し事件が起つた之と同時に馬殺しのおつた場所及其近隣の者に宛て、匿名の投書が雨の如く注がれ種々の人を犯人なりと目して挙げエダルチも其中に數へてあつた。エダルチを色眼鏡で見る警察官は犯人は牧師の家に居るに相違ないと目星をつけ其家を包圍した。朝になつて警察官は他地へ赴き若きエダルチが早朝の汽車で町へ行つた留守なので部下に言繰して彼の家の欄干を開かせ抽斗を開かせたそして外套と剃刀とを押収した其外套の袖に彼は馬の毛が附着してゐるの

を見たいと思つた然し立會つた家人に之を示すことが出来なかつた。然るに馬の死骸が横はつてゐる警察署から裁判官の手に外套が渡されたときになつて其馬の脱毛が正に之に附着してゐた。エダルチは陪審員の面前に出頭した。父は息子は終夜自分と同じ室に寝てゐたと云ひ警察より命ぜられた見張人も何等異狀を認めなかつたと云ふにも拘はらず彼は有罪の宣告を受けた。

エダルチが監獄に居る間に同様の犯罪が新に行はれた。エダルチの此事件は全英國に有名になつた。彼は遂に國務秘書卿の白書によつて無實の罪なりしことを證明せられた。此間に更に又新たな馬殺が其村に起つた。犯人は未だ見付らない。

此兩事件を通じて觀察するに陪審員は公平誠實を缺いてゐた。犯行自體が極惡非道なものであつたがためにそれが先入主となつて直ちに被告を悪人と決めて終つてゐた——悪人なりや否や此犯行を爲せしは被告なりや否やこそ是から立證せらるべき筈であるのに。

## 四

英國では陪審による裁判に對しては控訴を許さなかつたこと既に述べた通りであるが前示の如き誤判事件の突發は遂に刑事に於ても陪審の裁判に對して控訴を許さしむるに至り一九〇七年 The Criminal Appeal Act が公布せられた。同法の公布は比較的最近のことであり同法以後の社會狀態は最早や現世紀現時の社會狀態と謂つてよい、従つて同法以前の誤判事件は之を舊代の誤判事件と呼ぶこゝが出来よう。

然らば刑事控訴法以後刑事控訴院に於て爲されたる判決の結果に徴し第一審の陪審裁判に誤判ありしことが發見せられなかつたであらうか今少しく之を點檢しよう。(つゞく)

## 警務の緊張性と放漫性

寺崎勝治

刑務行政の範囲内に於て警護の事務を分掌するものを、戒護部と名づけて居る。警護、警保と稱するか或は警務云々つた方が穩當であらうと思ふ。茲に戒護の文字を避けて警務の字句を使用したのは此の意味に外ならぬ。

警務の要諦は受刑者を警護して逃走を防ぎ行刑の完全を期するに在る。而して此事務を分掌する官吏は看守長及び看守にして其の内容は下の如くである。

- 一、立番監視 拘禁所の樞要なる地點には晝夜不斷の警護をするのである。即ち見張所門衛の監視の如きものである。
- 二、巡回監視 巡視は定時又は不定時に内外を巡視して不慮の事故を未發に防止するのである。
- 三、作業所の監視 工場、監房、屋外等荷も作業を爲しつゝある場所は即ち作業場にして房内に於て作業するものを監督するところは甚だ容易である。工場内作業を監督するは困難である多數の受刑者集合して居るからして其の團結力大である。故に其の抵抗力も亦強大であると云はねばならぬ。大なる工場を特別に區劃して二十人又三十人の受刑者を收容して置くのが最も便利であらうと思ふけれども實際五十人乃至百人或はそれ以上を收容して居る。それから屋外作業は外扉内なると否に依つて、危険の程度に差あるけれども、物的警護の力は工場内監房内に比して頗る薄弱である。従つて特別の監視をしなければならぬ。即ち器具點檢身體檢査、鍵の保管、踰越の用に供すべき物件の監督等に注意を拂はねばならぬこと勿論である。

以上は其の概要であつて、此の事務は受刑者の違法、服従の觀念と離るべからざるものがある。受刑者の法規遵奉命

服令從の精神は拘禁生活の紀律を保持する所以の無形的、精神的要素である。尤來紀律は「おきて」にして規則制度である。紀律の保持云ふことは法規命令の遵奉服従に外ならぬ。服従は命令に従順なることである。即ち反對の方面から見れば命令に對し拒絶の意思を表するか、又は故らに命令を看過すること——不服不從順である。此の點に關し今少しく詳細に述べる必要があると思ふ。

(一) 命令者の命令に對して其の眞義を諒解しないけれども命令者の人格を畏敬し、信認する結果として反對の表意を爲さず服従するところがある。所謂絶対的服従である。初めは絶対的服従であつても、漸次に命令の意義を諒解して合理的に服従する場合は、即ち合理的服従自覺的服従、或は自由服従と名づけるのである。絶対服従は命令者其の人の眞愛と人格とに依つて得られるものである。

(二) 自覺的服従、自覺的服従と云ふのは自覺もあり、評價もしてさうして服従をするからして、合理的にして盲目的でない。彼の流行、慣習を其の儘模倣するが如き場合は盲目的服従である。絶対的服従は一の信仰の如く盲從するからして多少理路に動搖があれば服従に變動を生ずるが、批評的、自覺的、合理的服従は容易に如此結果は起らないのである。法規遵奉の觀念、命令服従の精神は受刑者の拘禁生活に最も必要な教訓であつて、善導教化の任にあるものは特に此の點に努力しなければならぬ。而してそれが警務の精神的要素であつて吾人は會つて之れを心的戒護、無形的戒護と名づけたことがある。之れと相對して警務の物質的要素は建造物及び看守者である。併しながら看守者其の人の精神現象として見るときは之れを物的現象として取扱ふことは出来ない。警務の内容は精神的要素と物質的要素と兩々相俟つて警務の完全を得るものであるからして、其の輕重を論定することは出来ないのである。而して警務の緊張性と放漫性の顯はれるのは警務關係者の心理状態に存するのである。即ち緊張と云ふのは精神の集中と或る期待のある意識状態であつて注意を缺くか、期待が充實されると弛緩放漫の状態となるのである。或一定の事柄に集中したる精神が注意を失

警務の緊張性と放漫性

ふか又は他の事柄に専心したときは其處に放漫性が表はれるのである。吾々の意識内に起る注意と期待とは種々の場合あつけれども刺戟の大なるとき、著しく感情を動かしたるとき、變化ある事柄の表はれたときに起るのである。之れを二つの方面から観察するのが最も便利であらうと思ふ。

一、自發的注意 自分が特に興味ある事柄か、又は之れに關聯する事柄は直接若くは間接に注意を拂ふのである。即ち自動的に精神を傾注するのである。

二、有意的注意 或る目的を有し進むで注意するから努力の伴ふものである。將來起るべきことを豫想し心中期待する處あつてさうして注意するのである。而して其の注意と期待とを強大にし緊張の程度を高めやうとすれば心身の疲勞を防ぐと同時に、新しい事物、目先の變つたやりかたをして注意させねばならぬ。

拘禁所に顯はれるものと想像し得られるものは監視者の疲勞のために緊張力盡きて放心する場合——それは多く非番者を使用したときあり得る。次に兇惡不良囚取扱に關し過度に心身を勞して放心するやうな場合にあり得る。放任状態——命令執行の拒否、又は有意的看過の結果、放漫になる場合があり得るのである。それから官吏の取扱が常に粗暴のため、不知不識の間に受刑者の暴行性を養成し、其の勢力強大にして平和的警護を以てしては到底從順ならしむることが出来ない場合があり得るだらう。實験がないけれども、即ち武裝的非常警護——武器使用、兵力使用に依らざれば服従させることが出来ない場合に立至ることを想像することが出来る。武器兵力と云ふやうな警護は眞の警護であらうか。

法規勵行のために懲罰を科し、暴舉制壓のために戒具を施すが如き場合の生ずることは洵に已むを得ないが平和、筆舌、人格を以て、受刑者に眞の服従を要求し、受刑者をして法規遵奉、命令服従の責務を踐行させるのが最後の勝利であると信ずる。

指紋法に就いて

藤井 藤藏

第二章 男女別指紋比較

男女兩性間の指紋に特徴ありや否やに就ては指紋を談する者の均しく聞かんと欲する所なり。次に示すは初犯男受刑者六千五百人と同女受刑者千人の平均數より觀たる男女間に於ける指紋の特徴なり。

○弓狀紋は男より女の方多きこと……但し右手示指及同中指に限り男の方多し。  
○甲種蹄狀紋は女より男の方多きこと……就中右手中指に於し。

男女別指紋比較(千分比例)

て著し、但し拇指は左手右手共女の方多し。  
○乙種蹄狀紋は男より女の方多きこと……但し左手中指に限り男の方多し、又乙種蹄狀紋の價別に比較すれば6の價を有するものは男の方概して多し。  
○渦狀紋は女より男の方多きこと……但し上流渦狀紋に於て左手中指、中流渦狀紋に於て左手環指小指及右手示指、下流渦狀紋に於て左手中指に限り女の方多し。  
尚各指に付指紋の種類毎に男女別對照すれば左表の如

Table with columns for finger types (弓狀紋, 蹄狀紋, 計, 上流, 中流, 下流) and counts for men/women. Includes a note '指紋法に就いて'.







高口 中太郎

明治二十九年十二月九日生

NO 97777  
88899

左

手

1、示 指

2、中 指

3、環 指

4、小 指

5、拇 指



下流渦狀紋 (9)

上流渦狀紋 (7)

上流渦狀紋 (7)

上流渦狀紋 (7)

上流渦狀紋 (7)

右

手

6、示 指

7、中 指

8、環 指

6、小 指

10 拇 指



中流渦狀紋 (8)

中流渦狀紋 (8)

中流渦狀紋 (8)

下流渦狀紋 (9)

下流渦狀紋 (9)

高口 乙太郎

明治二十九年十二月九日生

NO 87777  
70899

左

手

1、示 指

2、中 指

3、環 指

4、小 指

5、拇 指



中流渦狀紋 (8)

上流渦狀紋 (7)

上流渦狀紋 (7)

上流渦狀紋 (7)

上流渦狀紋 (7)

右

手

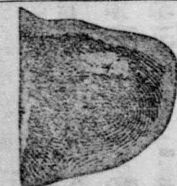
9、示 指

7、中 指

8、環 指

9、小 指

10 拇 指



上流渦狀紋 (7)

乙種渦狀紋 (9)

中流渦狀紋 (8)

下流渦狀紋 (9)

下流渦狀紋 (9)

指紋法に就いて

### 附 直近血族間の指紋

雙子の指紋研究に相次で起るべき問題は直近血族間の指紋なり。本研究に關しては多くの材料を蒐集する機會を得ざりしを以て、相續的關係を知り得ざるも、左に示す親子、兄、弟の指紋番號に依れば、顯著なる特徴なきが如し。

父	24444	25567		
母	24444	26988		
	86767			
	70868			
父	34444	97877	87766	34333
	24444	78888	29798	33134

(母を兼ぐ)

### 指紋枚數

明治四十三年末指紋原統果計  
大正十一年末 同

三八、二八枚  
四〇、六二枚

### 指紋法成績

指紋對照及發見

大正十一年

指紋法實施以降總計

行刑局發見	131	1,710
行刑所より對照(對照數)	333	5,988
行刑所より對照(發見數)	333	1,710
警察官署よりの對照	49	1,710
對照	同	1,710
其他	同	1,710
合計	同	1,710
前科發見數	2,121	1,568



## 歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

(L. Sauter Die Gefängnisarbeit in Deutschlandより)

行刑局 十 字 街 生

歴史上刑務所の前驅とも見るべきは十六世紀後半に於て和蘭の各地に設立せられたる懲治場及勞働場 (the *Zucht- en d' Werkhuysen*) の二ツである。其以前に於ては和蘭獨逸等を通じて自由刑並是に類似せる制度なく刑罰手段としては單に身體刑及生命刑を見るのみである。

然るに一五八九年に至り、總ての浮浪者惡漢 (*Uolckster*)

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

詐欺師の類を收容し、勞働せしむる所の設備を建築するの議あり遂に一五九五—一五九六年に男子の爲にアムステルダムに於て懲治場 (*Trochuis order Raspen*) 一五九六—一五九七年には、女子の爲に女子紡績場 (*das Spinnhuis*) の設立を見るに至つたのである。而してこのアムステルダムに於ける二個の設備が實に近代自由刑の特質たる作業に依る改

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

善思想を實現した最初のものである。彼の犯罪人を社會に對し無害たらしめんが爲めに其全部若は一部を廢滅に歸せしめたる生命刑や身體刑乃至は彼の古き羅馬の拘留監(Stoll oder carcere)が最も慘酷に彼等の經濟上の價値を破壊したる將又彼の舟奴の刑(Galgenstrafen)や英國に於ける彼の踏車刑(Fremdling)が最も不經濟的に犯罪人の勞働力を虐用せるに反しアムステルダムに於ける兩個の設備は最も善く刑務作業の意義を理解したる者と謂へるのである。此所では木挽ピロード織麻布織等の作業が行はれたのみならず何等素習の業なきものには嚴重に作業を仕込み賃金を與へて作業の成果に與らしめ、以て彼等の經濟的生存の新しい基礎を立てしむるの機會を與へたのである。

註(一)西班牙の Filippo IIより和蘭に於ける新教徒鎮壓の爲

に派遣せられたる Alba 公の召還後の事實にして、和蘭獨立の基礎漸く鞏固を加へたる當時に屬す。

(1) ラオニストの Isaac Pontanus に依る V. Hippel, Zeit schrift für die gesamte Ethnographisch-Wissenschaft Band 18 Heft 1. 2.

(三) 此設備の提案者は當時の貧民救濟事業家及暗害官なりき

(四) 舟奴の制 此觀念は十五世紀の前半に於て伊太利及佛蘭西等の海濱に接したる諸國に發生したるものにして、犯罪者の生命を絶つは徒に社會の生産力を減却し、又長期間無爲徒食せしむるは經濟上徒に損失を損くに留意するに至れるに基くものにして、其起源に於ては正確なる歴史の證明を缺く、詳細はフォンパールの歐洲刑罰史參照。

其後アムステルダムと密接の貿易關係を有せる獨逸ハングザ都市は從來の身體刑並死刑の徒に慘虐にして無益なりしと一面又十六七世紀に於ける頻繁なる戰爭の結果浮浪者怠惰者の跋扈跳梁に苦める等の事情あるに鑑み、「善良なるものを保護し惡しき者を罰し困窮せる者を助く」る爲に懲治場(Vandhuis)を開設したのである。即ちブレーメンに於ては一六一三年ハンブルクに於ては、一六一九—一六二二年に設立せられたのである。而して前者は資力缺乏の爲一六二七年一時閉鎖の止むなきに至りたるも、一六四五年再開せられ、秩序整然たるの故を以て當時極めて有名なりし

このことである。尙此所では此懲治場の外に職業を求めて居る者の爲に別に勞働場(Werkhaus)が設けられて、其所で男子は木挽を、女子は紡績を、兒童は各種の手工を授けられたのである。ハンブルクに於ても同様に勞働場及懲治場の二種の設備があつたのである。そして此所に於ける作業の種類は極めて多岐に分かれ、其主なるものは木挽毛梳き紡績糸巻縫及所内經理作業、パン製造等である。尙一六二六年以來專屬の屠殺場を設け、且帆布製造場も設けらるゝに至つた。此設備は三十年戰爭の經濟上並道徳上の危機より生れた所の獨逸の懲治場とは全く異り、此戰爭の影響を受けざる商業都市に特別に發達したものである。尙此作業に懲治とを兼ねた設備が、十七世紀に於て如何に發達せるものなりしやは一六二二年三月八日の懲役場規則(Strafhausordnung)が實に完全にして缺くる所なく、殆ど今日の服務規程に比し、敢て遜色ないものであることから明かに推知するを得るのである。これに依れば、刑罰執行の最高目的は「此所に収容する人々をして眞に神を畏れしめ彼等に善き訓練を與へて勞働に勵ましむるに在る」と記され

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

てゐるのである。尙作業に付ては次の如く記されてゐる「懶惰は惡魔の好愛する所にして、總ての罪惡の根元である。」各自は毎月曜の朝の祈禱の終了後組長(Wächter-Forman)の意より夫々適當した仕事を與へらるゝのである。仕事を終了せば遲滞なく其れを係員に提出し、直ちに相當賃金を受取るべきである。尙組長は各自に對し作業の種類及分量を定むべきである。例へば板削り職工には各自一週二七〇ポンドの仕上を要求するが如きの類である。

註(一) Martin Zeiler, Handbuch von allerhand nutzlichen Einrichtungen 1655

尙茲に一言すべきは是等設備の發達に伴ひ、當時既に自由勞働者の情苦に遭遇して居ることである。即ち一六九五年には懲治場が病院に對し亞麻布を供給せることに付き職工側からの苦情があり、又彫刻工側からして同所に於て櫛の柩を作つたことに關しての情願があつた。而して當局は當時既に是等の情苦に對して「懲治場が囚人を働かせなければならぬ以上自由職工を使用する工場を同様に壯健なる囚人を働かせなくてはならぬといふて反詰してゐた。そ

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

して一面當局は如此競争より生ずる絶えざる情苦を避くる爲に、囚人をば國家の仕事に使用することにし、守備兵の爲のハンケチ靴下手袋麻の肌衣等を供給することにしたのである。併し職工側や組合からの情苦は中々息まなかつたといふことである。

其後十八世紀の後半特に十九世紀の初めハンブルグが佛蘭西帝國の一州となつた時には作業場を兼ねたこの懲治場は、漸次衰微して短期受刑者に向つては各種の職業に就く機會は失はれて了つたのである。殊に乞食浮浪者に對しては英國に行はるゝ踏車が科せらるゝに至つた。此仕事は目的もなく無意味に一分間に七十五段踏むのである。其他は墳塚採り位のもので、女子の如きは單に場内の雜役に従事するに止まつた。併ながらハンブルグの懲治場は此退歩時代を除いて見れば、アムステルダムAmsterdamの懲治場と共に十七世紀のツフトハウスの模範と見なければならぬ。當時の史家は「他の諸侯が是等の設備に倣つて懲治場及勞働場を建築したらむには、犯罪は著しき減少を見たりしならん」といふてゐる。

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

の結果として生れた宿無しの浮浪人の爲の留置場たるに過ぎないのである。是所に收容せらるゝ者は怠け者窃盜解隊された兵卒戰爭中強窃盜を常習としたる危険なる奴僕浮浪學生、不柔順なる兒童浪費者詐欺師詐欺破産者、捕虜の土耳其人蒙古人及異教徒人等、其他生來下賤で自治能力なき者等種々雑多なものであつた。即ち是所は同時に救貧院であり、刑務所であり、勞役場であり、癲癩病院であり、強制教育場であつたのである。是等の設備に於てはアムステルダムやハンブルグに於けるが如き規則的作業は到底見出さるべくもないのである。尤もハンブルグやアムステルダムの設備に於ても、同様に種々なる分子を包容してあつたのであるが、併し其れが爲には分離及別異の方法を取つたのである。是等の設備と十七八世紀に於ける獨逸の懲治場とを比較するのは全く無理な注文であつて、獨逸に於ける多くの設備は不幸なる三十年戰爭の產物であつて、街衢に滿ちてゐた戰爭の慘禍を吞下する孔口であつた。而して和蘭及之に倣つて獨逸ハンザ諸都市の懲治場は之に反し、高き理想に導かれた經濟上の安寧幸福の上に築かれた文明の產

次に懲治場として詳細に知れてゐるのは一七二二より一七二〇年に至るベルリンの懲治場である。是所では大受賃業契約に依つて懲治場が一人の受賃人に賃貸されたのである。勞働時間は五時より八時迄で仕事は紡毛であつた。就業を拒む者は答罰と絶食とによりて罰されたのである。殊に吾々の興味を惹くのは當時の不定期刑なるものは受刑者の利益の爲ではなく、懲治場作業の爲に主張せられたことである。即ち「是所に收容せらるゝ多くの者は未だ曾て毛を紡いだことのないものである。従て三四週間は仕事を習はなければならぬ而かも其間は非常な損耗を來たすのであるから、何人も十三ヶ月間は作業場から釋放されてはならぬ」云々、加之兒童に關しては「當時是所には十二才より四十五才迄の者が居つた——次の如く規定されてゐた。「十二才の兒童は三年間場内に居なければならぬ、何となれば一ヶ年半では彼等の食料をさへ稼ぎ出すことは出來ないからである」と是等の事情より考察するに、是等の懲治場はアムステルダムの様な立派な思想の下に組織されてゐるものではないことが分明かる是等は單に三十年戰爭物であつたのである。併しながら此二種の——一つは高き一は卑むべき位置に立つ——設備設備は現今の刑罰執行機關の歴史上の基礎を成すものである。従て吾々はこゝに十七十八十九世紀に於ける獨逸の懲治場制度の發達變遷を更に深く研究するの必要があるのである。

十七世紀に於ける懲治場の特質はデー、リーマーDeer, Rimmer氏の次の言に盡きてゐる「懲治場は最良の訓導である。澤山な仕事、水とパン斷えざる打繩幽閉制縛縛これが囚人の治療法である」と十八世紀の中葉の事情は大體次の如くである「彼の等の心理は恰かも幾度も治療されて感覺を失つた傷痕のやうなものであるから、深刻な不快を與へて犯行當時の知覺と悔恨とを想ひ起させる爲に、所謂「歡迎」*Willkommen*（同囚の面前にて柱に縛し二十乃至三十打を下す）を行ふがよい」市の住民は子供を伴れて折檻の有様を見物するがよい、斯くて兒等に對し後來の戒めとなるべし」と。これは十八世紀の中葉バイロイト侯國のセントゲオルグSt. Georgen am See im Fürsten Bayreuth懲治場に關する一教誨師の筆記であるが、以て當時の懲治場の一斑を知ることが出来る

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

であらう。セクスビーヤを生みレツシグを生み、シラーを生み、ゲーテを生むだ時代が次の如き懲治場を有せしことは殆ど想像の外である。「唯一箇の室に戀ての囚人老ひたるも幼きも男子も女子も雜然として收容してゐるのである。こゝで彼等は毛を紡ぎ食事をし、又汚れた藁の上に眠るのである。便用もこゝで達するのである。堪ゆるべからざる臭氣は室内に満ち、汚物は床に漲り、壁は黒く、物凄く、自殺するもの相次いだ。此佈るべき (Straf anstalt) の状態は悪意の上に立てる當時の司法制度と密接なる關係があるのである。中世の司法制度が時代に應じ拷問と火刑と傷害とを以て慘虐を肆にせしに對し、十八世紀のそれは退屈と隆壽とを以て前者に劣らず凄然たるものであつたのである。」

註(1) Wagner, Historische Nachrichten und Bemerkungen, über die merkwürdigsten Zuchtanster in Deutschland 2. Bande Halle 1791

次に當時是等懲治場に於ける作業状態に付て觀察するに「作業は皮膚から得られた (Ander Haut gelobt) のである。」

科程を終了せざるものは翌日の科程に追加せられ、且減食及答罰に處せらるゝのである。作業時間は日の長短に依り異なるのである。長き冬の夜が雜居する多くの囚人に依つて如何に悪用せられたかは歴史に明かでないが、嘔暴動のあつたこゝに職員が殺害されたことを告げてゐるに過ぎない。

十七世紀の初頭及中葉に當りて、時代の要求に依り發生せる獨逸の懲治場の作業組織を知らむとせば、先づ第一に是等の懲治場が多くの場合に精神病者遺棄された少年無職者等を收容し、然らざる場合に於ても救貧院と全く合体したものであることを記憶しなければならぬ。而して是所では雜多の囚人に對し個別的に適切なる作業を興ふることに付き、毫も意を用ひなかつたのである。唯一年中間斷なく且つ男女老幼を問はず従事し得る作業を理想的なものと考へてゐたのである。懲治場を工場と心得てゐたので、作業が第一の目的で改善教化の如きは、第二第三次のものであつた、従て屢々其全部を企業家に賃貸したこともあるのである。かゝる場合には企業家は自己の意の儘に囚人の勞

即ち場長其他の吏員は作業督勵の爲に囚人を鞭つゝの權利を有したのである。作業に付て先づ第一に問題となるのは、如何なる作業が最も收入の多いものであるかといふことである。囚人の健康とか或は釋放後の生計といふが如きことに付ては毫も顧慮せられなかつたのである。囚人の健康に極めて有害なる大理石切りの作業が行はれたのも全く右の理由からである。彼のセント、ゲオグ懲治場では、紡績の全囚人に適當せず且販路に於て困難なりしとの關係上、大理石細工を一手に收むるの特權を獲たのである。此作業には全囚人不具者でも使用することが出来るので、女子も不器用で紡績に適しない者は此仕事に従事したのである。而して此大理石工の外に尙男子の爲には木挽木材運搬女子の爲には麻及羊毛紡績、裁縫靴下編毛引き、毛梳等の作業があつた。作等が如何に管理されたるやは女子の作業に付き、次の如き記録があるのである。「女囚は毎朝前日に仕上げた仕事を女囚監督 (Verwalter Bedienstet) に正確なる尺量により引渡し、且つ次の仕事を受取らなければならぬ。與へられたる科程は各人等一に嚴重に検査せらるゝのである。そして

働力を利用し、火酒と鞭を以て彼等を鼓舞し鞭撻し、又一面職員に報酬を約して出来る丈能率の増加を計つたのである。職員は多くは下等の人物であるから、如此方法は最も効なものであつた。作業から充分の収益を見ることが出来ない時は、囚人を公の勞役例は石の切出し街路掃除下水汲ひに使用し、或は一般市民に賃貸し或は飛脚の如き用務に使つたのである。多くの懲治場に行はれた作業としては、羊毛、木綿麻牛毛等の紡績染木細工等である。尙地方に依り或は絹紡製粉製革紙巻煙草並に喫き煙草の製造等があつた。又囚人にして既習の職業を有する者に對しては、特に其職業を利用する地方もあつた。其所には亞麻織工靴工編物工指物工、車工、旋盤工大工左官石工鋸前工、釘工、銅工時計工籃細工等があつた。併しながら是等の囚人は其職を仕込む爲めに、是非孤兒を徒弟としなければならなかつたのである。尙刑執行の本來の目的に付ては毫も意を用ひざりしはトルガウ (Torgau) に於て女囚をば貧民の看護婦として使用したことに依つても明かである。

註(1) Zindhart, Gotha und Meiningen

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

(11) Weimar

次に一寸注意を惹くのはブローメンに於て囚人が懲治場參觀の人々に賣る爲に、日曜日にパイプ類を作ることを許されてゐたことである。懲治場を一種の見物場所とする風習はハンザ諸都市がアムステルダムから種々の善例を學ぶと共に模倣したのである。他の懲治場に於ても囚人が日曜日に紡績其他の作業をなし、利得を收むるを許された。又アウグスブルグに於ては「科程以外の夜なべ」(Nachmittags- und Nachtarbeit)に或は早朝に編物裁縫其他の家庭的仕事で得たる賃金を以て食物及服裝の特別給與を受けてゐる者が多かつた。「尚ライプチヒの如きは市の貧民の職業を奪はざらんが爲、作業を施行せずをみた。又シュレジエンのブリーグに於ては木綿羊毛を梳み梳くので、眼病及肺病に冒かざるもの多く、ルカウに於ては懲治場及貧民院に於て死亡率に餘りに高きが爲、一七九一年に漸く踏車作業を廢止したと云ふことである。一七二〇乃至一七二九年に三十七萬二千馬克の巨費を投じて建築せられたるリューネブルグのツェレ布懲治場及瘋癲場は、其の詳細なる場内規則に依て見る

も、従前の設備に比し一大進歩を示してゐたやうに見える。同所の作業に付ては次の如き記録がある。「作業は從來羊毛紡績靴下編及運河浚渫等に分かれて居た、併しながら羊毛紡績は利益甚だしく、將來は是非とも上述作業以外に付て考慮しなければならぬ。殊に囚人の被服が彼等自身に依て製造せらるゝに至らば誠に悦ばしいことと思ふ。」と作業時間は多くは日の長短に依り定められてゐる。尤も二三個所に於ては異つた定め方をやつてゐるシュレジヤのヤウエルの労働場に於ては、夏期は四時より八時迄、冬期は六時より八時までとし、カッセルに於ては五時より七時迄、ルツカウに於ては、六時より十二時迄、及び一時半より七時まで、フエレに於ては五時より九時まで、ホルツハイムに於ては十二時間より十四時間であつた。大部分の設備に於ては嚴重なる作業科程が規定せられてゐた。シュレジヤのヤウエルに於ては全く近代的な規定があつて、病弱者に特別の注意が拂はれてゐた。そして科程の率を高めることは罰として行はれてゐた。ツエルの懲治及瘋癲場に於ける男女囚の科程に付ては次の規定があつた「囚人の科程を果た

す上に於て障害となるべき病氣、其他の身體の傷害の有無を常に診査すべきである。囚人が科程終了するとは、彼等をして一層出精せしむることになるので、彼等にとつて非常に利益になるのである。」

此時代の作業製品の販路に付ては、ザクセンのワルドハイムに於ける鑛工の如きは、唯其都會の住民の需要に應ずる丈の生産を出すに過ぎなかつた。又ヤウエルに於てはゴールドベルグの製絨業者の爲に羊毛紡績を營み、シュレジヤのブリーグでは維納から綿花を取り寄せ、一部は懲治場ではペーメン及びグラーツで紡ぎ、其紡がれた綿糸は三十臺の織機で、囚人に依つて織られた、製産物は、種々の品質及長さのものを取り交ぜ、一年平均一千反(五百キログラム)であつてプレストラウの商業會議所議員に賣下けられたブローメンで製造せらるゝ頭髮用の蓋(Cap)は亞米利加へ輸出された。又マンハイムに於てはカルタ製造を一手に引受けて

た。併しながら大體に於ては其地方の職工の利益を計ることを考慮せられてゐた。囚人を市民に賃貸し又は公共の目的の爲に道路工事市街掃除に使用したことは既に述べた通

りである。

註(1) Kgl. Kammern の許可を得て年毎に契約が結ばれたのである。

作業の収益に關しては何等詳細なる記録の見るべきものがないが、地方により全く異つてゐたのである。ワルドハイムに於ては、収益は費用の三分一を償ひゴータに於ては収益の三分の二を囚人に與へ三分一を官に收納した。ハレに於ては収益が費用を超過すること屢々であつた。マダテブルグでは四百六十六リクスターラーの剩餘金が得られたことがあつた。ポルツハイムに於ては作業収益は甚多く殆ど國庫に維持費を負擔せしむるやうなことはなかつた。多くの懲治場は自給自足の策を立てなければならなかつたので、甚しきに至つては、之が爲に富強寄附金募集等に依て収入を計つたものもあつた。

註(2) リクスターラー Reichs is 三馬克に當る丁抹の貨幣なり以上の事實より推論するに十七八世紀の懲治場の特色ともいふべきは、其システムの缺如せることである。各所共に三十年戦争の不規律に原由して發生したる設備であつて、

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

所有種類の救助すべき人間をば男女の別さへなく共同に収容したやうな有様で、其主なる目的は囚人の勞働能力を極度に利用するにあつたのである。獨逸に對する最初の刺激が和蘭の設備から受けたと同じく、獨逸の懲治場の沈滞した状態に對する第二の刺激は、間接ではあるが矢張り同じく和蘭の模範設備より受けたのである。即ち監獄制度の偉大なる恩人たるジョン・ハワード、J. Howard(1)は、十八世紀の末に歐洲のこの悲むべき監獄状態を視察すべく旅行を企てたのである。が彼は和蘭の懲治場を以て模範とするに足るものとなしたのである。而して従來刑務作業 (Criminal Work) の價值を蔑視せる彼は、此和蘭の作業状態を見て初めて其の意義の重大なることを知つたのである。健全にして有效なる行刑即ち規律的な作業經營の必要に關し、和蘭に發生したる思想はハワードの紹介に依て初めて歐洲に一般に認めらるゝに至つたのである。彼の「彼をして勤勉ならしめよ、彼は正路の市民たるべし」(Make man diligent and God a liar: Isaac) の思想は當時の啓蒙的思想及人權尊重の思想に依て培はれた人心に非常なる効果を齎したのである。

ある。この偉人の消磨すべからざる功績は監獄事情に對する無關心を覺醒し、博愛と人權とに熱中したる時代の爲に其時代思想と相背馳し、其時代を嘲笑してゐるやうな暗黒な刑務所の有様を描き出したに在る。彼の作業に關する提議案は、悉く實現するには至らなかつたが、併し尙行刑の領域即ち各般の處遇教育の領域に於て實際家に對して不滅の獎勵を遺したのである。彼は「長官たるものは作業をして出來得る限りの収益を擧げしめ、兼て國家の經營を輕減し、一面又道德的立場よりして善く巧に指導せらるゝ作業に囚人を熟練せしめ、以て彼等の性格を改善すべきである。而し此目的は罰及報酬とに依り達せらるべきものである」といふて居る。獨逸の諸設備がハワードの理思主義及博愛の精神を以て己の重き任務となす如き長官を得たならば、此目的は恐らく達せられたであらう。併しながら當時の長官の多くは教養の乏しき人々であつたから、上述の如く此ハワードの提案も單に囚人の勞働能力の虐使の爲に資するに過ぎなかつたのである。彼の提案中最も効果的多かつたものは、従前は單に試験的に試みられてゐた作業の収益を囚人 (Inhabit of the workhouse) であつて、此システムの特色は嚴重な獄獄の下に行はるゝ集團作業と夜間獨居制とである。此システムの缺點は作業能力の劣れる囚人の作業に依り、經營の全部を償はんことを要求するの點である。此結果は囚人の賃貸となり、囚人の勞働力の怖るべき虐使となつたのである。而して此システムは當時到る處の刑務所が人口の過剩に苦める際であつたので最も適當なる制度として歡迎せられ、一八三二年にはサクセンの刑務所に於ても採用する處となつたのである。

人に分配するといふ思想である。かゝる報酬が作業の興味を高め、彼等をして作業に精勵ならしむるに最も効果あることは明かなことである。

ハワードの是等の刺激と共に十九世紀の初頭及中葉に於けるアメリカの影響は特筆すべきものである。アメリカに於ては、一八一六年に自己反省を本旨とするク井エーカー一派の所謂「舊ベンシルバニア式獨居主義」を創始したのである。此システムの特徴は作業の強制なき嚴重なる獨居及懺悔の強要であつた。併しながら其成績は甚不良にして、累犯者の數は却て増加し、且囚人中發狂し或は心理の變態を來せるもの尠なからざるものあるを見て、遂に作業を採用するに至つたのである。此後の「新ベンシルバニア式」は歐洲諸國の模倣採用する所となつたのである。最初に白耳義次で北部歐洲、ウングアルン、佛蘭西、英吉利の順序である。獨逸に於ては漸く一八四八年に至りバーデンに於て初めてブルクザールの男懲治場之に倣ひ、プロイセンに於ては一八四九年モアビートの獨房が設けられたのである。尙亞米利加よりの他の影響は「オーバン」の獄獄制 (Culbur

最初一八三三年ゲンフ (Gent) に採用された累進的階級制度 (Progressive system) 及現時特に論議せらるゝ白耳義の獨居拘禁に依る刑期短縮制を伴ふ分類制並に北米及英國に行はるゝ感化刑務所 (Reformatory) は、先に述べたる各種の制度と共に現時獨逸に行はるゝ監獄制度の主要なる先例である。

(註) (1) 此システムの先驅とも見るべきは一七〇三年法王クレメンス十一世に依て建てられたサン、シケール少年院 (Censurhaus San michael) 及びガン獨居監である (Gent)

歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就て

註一)階級制度は又 Proletionsystem と云ひ或は又アイルランド制(irisches Gefangnisssystem)とも云ふ

獨逸に於ては以上の諸制度中一も純粹に實行せられたるものなく、聯邦の或ものは獨居制を採り、他のものは更に其上に雜居制を採り、或は笞刑の未だ行はる處がある。又作業に付ても或は官司業に依るものあり、或は又受負業を採るものあり、各州其組織を異にするも如何なる州に於て

## 婦人と刑務改良事業

アドブテッド・チルドレン

最近ネバダ州の或るタウン(小都市)に於ては保護監視を必要とする児童を、両親の關係は一切之を問はず、一母一子(One mother, one child)の定めにて一齊に彼等を州立勸業學校(Grade industrial school)に收容して驚くべき良成績を擧げることが出来たのである。此等のアドブテッド・チルドレンは常に假母の嚴しい監視の下に或一定の期間校内に留るべきものとし、一方假母たるものは不斷児童に書信を

も、單純に一つの作業經營方法に限定するものはないのである。吾々は今や獨居拘禁を主張し、官司業を採用し、囚人の改善を唯一の目的とする刑罰執行方法の發達の途中に立つて居るのである。行狀良好なるものゝ假釋放及び休暇許可(Vorläufige Entlassung und Beurlaubung)は二三の刑事政策家の推賞する不定期刑(unbestimmte Strafdauer)の先驅と看做すべきである。

なし贈遺を怠らず、時期到來の節立派なものとして世の中に出してやることを誓つたのである。此結果は實に不思議とも云ふべき程で、在來の刑務所を變じて全市區のコミュニティ・センター(Community center)となすことができたのである。

ネバダばかりではないのである、アメリカの各ステートに於て、婦人は相一致して刑務所及勸業學校に對して鋭い

試験を行ひつゝあるので、其結果建築、衛生、作業、並びに一般管理の上に幾多の變革を齎したのである。彼等婦人達は二つの質問を提出してゐるのである。「刑務所及び學校は社會を守ることが出来るだらうか」「此兩者は一樣に悪行をなしたものを正しき社會の一員となす爲に訓練を行つてゐるだらうか」。是れである。

彼等は曰ふ、ブリズン・システムの正否を検する真正な

試験は其處から出て來る人其物である。眞すぐな生活を送り得る其人の能力である。刑務所は何か眞の生活の基礎となるようなものを彼に教しへたらうか。彼は生の悦びが活動の中に在り、幸福はネスティの中に存することを識り得たらうか。鐵格子の中に入らなければならなくなつたよ

ある。而して彼等は社會の幸福の中に個人の幸福の存することを信じ、力めてセンチメンタリズムを斥けて、健全なコンモン・センスで箇の解答を掴まうとして東奔西走してゐるのである。彼等の重きを置くのは女性の動かされ易い情緒ではなく、經濟である。彼等は極めて周到な注意を拂つて箇の問題を研究してゐるのである。

### 刑務所作業

今日此事業を企ててゐる婦人達は往時イングラントに於てエリザベス・フライ(一七八〇—一八四五)に由つて輪廓を興へられたプログラムを遺ふてゐるのである。近代の行刑改良運動は彼女に負ふ所頗る大なるものがあつて、その事業は尙未だ彼女の發表した思想を幾何も越ゆる所はないのである。「刑務所内に作業を行はしめ、由て以て受刑者をして幾何なりとも生活の資料を自ら獲るの道を立てしめ

41) (Take work into the prison so that the prisoners might earn for themselves some few of the necessities of life.)。エリザベス・フライは曰うた。然し、——彼女は茲で今日の論争の焦點に觸れてゐる——然し、受刑者をして國家のインスティ



チウシヨンの爲めに必要な物品を製造せしめよ、而して製品は競争により自由職工の職業を犯さざらんが爲めに之を市場に賣出すことを避けよ。と、彼女は曰うてゐる。

刑務改良については、從來之を人道上から或は又經濟上からして幾多の論議が行はれてゐたが、刑務所作業に關する此問題ほど執拗に論議せられた問題はないのである。一方に自己の公職を利用して受刑者の作業を掠めようとする政治家があれば、一方には刑務所製の商品は職工の賃金を低下するものなりと信する自由労働派の代表者がある。一方に所内を出来るだけ清らかならしめんとを希ふ男女の一群があれば、他方には受刑者をして一事爲すなく徒らに坐せしむるも何等益あるなしとする人々がゐるのである。

婦人團體運動

今日の行刑改良運動を指導してゐる婦人クラブ聯合會 (General Federation of Women's clubs) は請負制 (Contract system) 及び其他受刑者に不利益を蒙らせて其労働を利用せんとする總ての方法に反對するを會の綱領として掲げてゐる。箇のフェデレーシヨンのブリズン・コンミッテイ (行刑

委員) の指導の下に四十八州の婦人團の現在の事業は前記のフェデレーシヨンの最近の會議に採用せられたる次のプログラムに従つて遂行せられつゝある。

各有罪者に對し精神上並びに身體上の検査を施し、及び職業身元調査を爲し、必要なる訓練を施す爲め各自適當のインスティテューツに分送し、自由の責任を負ふに足ると認めらるる時間に至つて初めて釋放せらるべきこと、各受刑者をして適當なる職業に従事せしめ、生活維持費に加ふるに公平なる賃金を給し、由て以て受刑中彼の家族 (dependent ones) を扶持するを得せしめ、釋放後に於て正當なる生計を營むに足るの訓練を興ふること、  
徐々に行刑當局並びに職員資格の専門的標準を高め、特に受刑者社會復帰の訓練の適否に重きを置き職員の人選をなすこと。

此運動は聯合會の刑務所委員の指揮する所で、委員長は刑務所及刑務所作業國民委員會 (National Committee on Prison and Prison Labour) の主事たるジュリヤ・シヤフレレー女史である。

最も興味ある仕事の一つはデヨルジヤに於ける婦人クラブの行つてゐるものである。此の州には百五十のカウンティ・デエール (郡刑務所) があつて、毎年此等の刑務所を通過する被告人の数は五萬人で、經費七十五萬弗、州を爲めに盡力してゐる。フェデレーシヨンでは娛樂並に祈禱用としての集會所 (Community house) の建築に三千弗を寄附した。

の公安局 (State Department of Public Welfare) の管轄する所である。一九二二年に至つて此のデパートメントの毎年度の會計は有給の一派遣員 (Fixed agents) をして此等の刑務所を檢閲せしむるの經費を負擔するに堪えざる事が明かになつた。是に於て局ではカウンティ・デエールに關する諸標準 (County jail standards) を作つて、之を簡單な實用的なハンドブックに編み、州の各カウンティに設けられた巡察委員に交付して、各インスティテューションの良否を計る碼尺としたのである。デヨルジヤの婦人クラブ員は直ちに此委員の長となつたのである。最初の六ヶ月間に州には百〇六箇のコンミッテイ委員ができて、各委員は一人の婦人クラブ員と二人の男子とより成立つてゐる。婦人の此仕事は最も有効なものであつたので、州の公安局は最新の年報で、箇の「誠實な有効なコーペレーシヨン」について「委員長を選任するについて婦人クラブの此州のフェデレーシヨンに負ふ所頗る大なり」と云つてゐる。

ナクラホマの婦人クラブ員は州立勸業學校に在る女子のピツグ・シスターとして出校後の彼等の生活を安定ならし

かゝる事實は茲に止まらない、各州に其例を見るのである。ウエスト・バージニアに於てはフェデレーシヨンの社會狀態及び産業調査委員の一員は州の労働局によつて刑務所檢閲係に任命せられ、尙クラブ員は刑務所の糧食改良に熱中してゐる。アラバマに於てはフェデレーシヨン所屬の婦人達にして男女兒童の勸業學校のマネヂャーに任せらるる者あり、且つフェデレーシヨンは婦人感化院の設立運動を指導してゐる。テキサスに於ては新に州の支辨として刑務所調査費を計上し、以て將來の立法の基礎を確立するに就て、婦人の勞甚だ多とすべき者がある、尙カリホルニアの女子勸業學校及びパーモントの女子感化院等の最近二年間に其成立を見たるは婦人の運動の結果に出でた者である。

ニューヨーク州に於てはクラブ・ウイイメンは前掲の刑務所及刑務所作業に關する國民委員會に由て組織されたる男女共同の總務委員と協力して凡ての受刑者の検査を行

ひ、且つ刑務所生活に包含さるゝ法律上並びに經濟上の諸問題を調査し、而して之に基て州を管區 (District) に分ち、各管區に官(州)營の工場を設立し、現在その管區の刑務所に受刑しつゝあるものを茲に移すの建議を立法部に提出したのである。

ノース・カロライナに於ては州のフェデレーションの議長にして現に州の公安局の長たるクラレンス・ジョンソン夫人は州立の大學と協力して行刑制度に關して新しいプログラムを作成しつゝある男女百人の委員會の主腦となつて働いてゐる。

### 小刑務所の廢止

婦人達の特に心を勞してゐる問題は郡(小)刑務所の廢止である。「小刑務所を淨めよ」(Clean up your jails)といふ古語は今や「小刑務所を撤廢せよ」(Get rid of your jails)といふ新しい叫びに由て取つて代はられた。證人も、被告人も、受刑者も雜然として爲すこともなく群居する中世の遺物たる箇のインステイチウシヨンは一般婦人のきびしき非難を蒙つてゐるのである。

婦人達の現在研究しつゝある問題は官司事業 State Control の種々なシステムであつて、統一ある農場及び工場の設立に關する立法を促しつゝある。

懲治的及び慈惠的な諸のインステイチウシヨンの管轄權の統一は有司其人を得、管理其宜しきを致し、能率と經濟と相和し、責任の歸する所明かなるに至つて初めて之を全ふするを得るのである。婦人團の獲得せんとする所のものは之である。今や、行刑改良に盡力しつゝある地方團體はかゝる位地に就くべき婦人を養成するに努めてゐるのであつて、婦人團體も亦經驗ある男女の自ら進んで有司並びに委員の職に候補たることを勧誘し助勢しつゝある。斯くして合衆國の婦人は今や能率と慈愛とを並び盡くして、受刑者をして眞に身も心も自由に淨められて、刑務所を出づるを得せしめんが爲めに、先見あり理解あるブリズン・システムを樹立せんことを努めつゝあるのである。

(アメリカン・レビユウ)



## 圖書運用の方法に就て

教誨師 尾 原 靜 乘

### 圖書運用の方法

#### 第一章 圖書目錄

「圖書目錄」は如何に之を編成すべきか

一、カード式

二、帳簿様式

イ、普通書籍の如き冊子體のもの

ロ、人名簿様の如き差込式のもの

ハ、法規類纂の如き綴込式のもの

而して其分類方に左の二様あり

一、いろは別に配列

先年、東京に於て開かれたる教務主任會議に於ける「司法省諮問事項」中

一 看讀書籍の取扱に付て最も簡便適切なる方法如何是に對する答申決議案中「此機會に於て全國監獄より書籍取扱規程及用紙類を蒐集し各監の長所を採り最善の方法を講究し其統一を期せられんことを望む云々」

更に第三回次席教誨師研究會に際し(千葉)より同種の協議案を提出せられ、種々討議を遂げられたる末、予は番外として「宿題として引續き研究云々」の説を述べたることあり、其の責任上茲に本文を草し、一は以て報告と爲し、一は以て各位より本問題に對する高見の發表を請ふものなり。

圖書運用の方法に就て

二、種類別に配列

右何れも長短得失ありて其の良否を速定し難きも先づ試みに東京四刑務所に於ける「圖書目録」を列記すれば左の如し。

(豊多摩) 最新式の方法に依り目下編纂中  
(巢鴨) (外形)四六版七〇頁の冊子(羅紗紙表紙)

(内容)「宗教」「修身」「習學」「史傳」「實業」「雜書」の六種に區分し、各種類中更にいろは順序に配列す

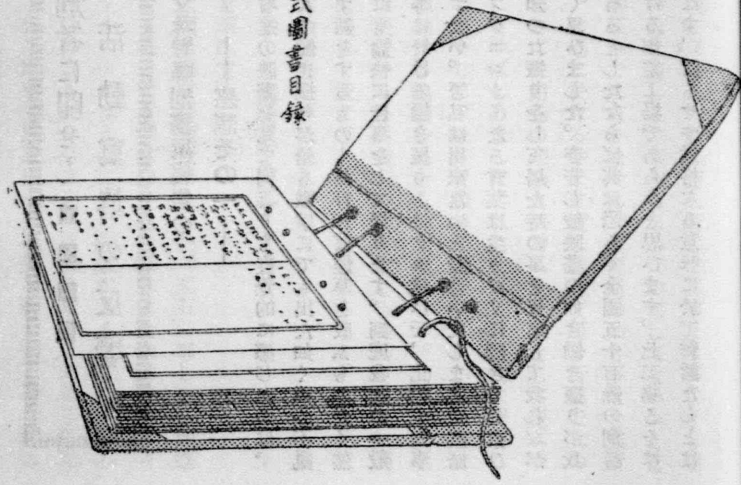
各書目の下「備付冊數」並に「學力程度」を記す、其程度左の如し

- 甲 尋常一年より同六年程度
- 乙 高等一年より中學三年位
- 丙 中學四年以上の程度

尙ほ目録の「巻首の圖書借覽心得」十項を掲げ巻末に「保護の葉」一八頁を添ふる所到れり盡せりの觀あり

(市ヶ谷) 「クロス」本表紙の綴込式にして

A  
綴込式圖書目録



圖書運用の方法に就て

(小菅)

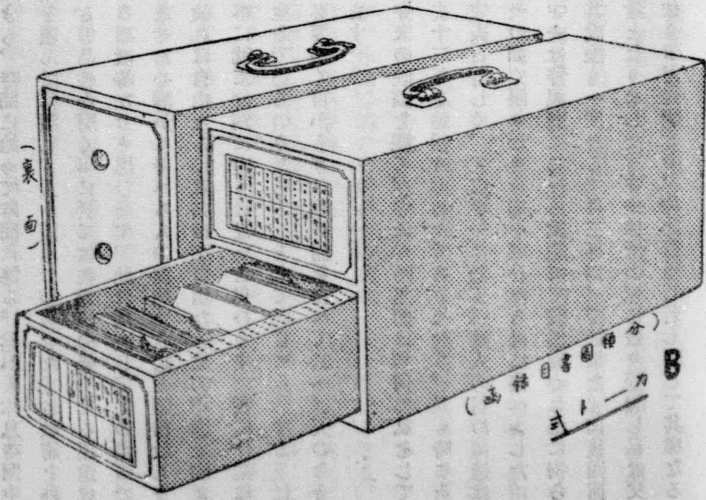
其外觀 別記圖面(A)の如し  
(特長) 此の目録の特長は毎年一回又は二回新本目録の頁を作成し巻末に綴込むこと最も簡便なり  
にて最近試みたる「カード式分類目録」  
其の外觀 別記圖面(B)の如し  
而して其の「カード」の様式左の如し

圖書分類目録

部	考	書	目	著	者	頁
備	考	書	目	著	者	頁
發行年月日	發行所	大正	年	月	日	備付年月日
大正	年	月	日	大正	年	月
日	定價	備付冊數	程度	部	冊	振假名

小菅刑務所

此の調査友好教師擔任し昨年末着手し此程漸く完成を見るに至れり(以下次號)



B  
カード式圖書目録

(裏面)

## 受刑者に印せし活動寫眞の反響

### ◇長野縣刑務所報告◇

#### —感想その一—

一、能率増進の映畫を見て何よりも直覺的に感じたのは、全く米國人の働き振りが恰も戦争にでも出た如く一心不亂であります話をすることも無ければ煙草を吸ふものもなく然かも如何にも愉快に仕事を居ります。到底我國の一般

會社商店等に於ける働き振りととはケタ違ひで、比較する事も出来ずまい。否私は出来ないと言ひたい。英語で云ふエフシエンシーなる言葉は生カヅリに聴きもし云ひもして、知つた振りをして居た時の事を反省して我れながら恥かしく思ひました。亦若し彼映畫の如き働き振りが我國に於て有るとしたならば其は恐らく全國五十有餘の刑務所に於ける作業工場であらうと思ひます。此工場こそは煙草も吸はず、話せず嚴格なる意味に於て雑話なしとは

言ひ難きも、時間に始めて時間に終る。然かも休息時間中に書籍を読んで修養し、人を讀んで啓發され或は教誨を拜聴しする等品性を磨く事に於ては彼米國の優秀なる運送會社に勝る事数等なりと思ひます。此れは決して私の憶斷ではありません心靜かに考へる人の同感する處と確信致します。只彼れは自由なるに私共は不自由なる丈の相違で働きと云ふ事に就ては別に變りはないと思ひます。實に作業は行刑の生命であるのみならず人として此世に生活する上に於て、必要缺く可からざる義務語を換へて云へば天の命令であります。

二、東守夫の映畫を観て、守夫が暗黒面は如何に私をして私の過去十三年を追懐せしめたであります。私も時こそ換れ、守夫と等しく、父亡き後に於て一婦人の爲めに迷はされ守夫の如く限りなき若痛を老ひたる母に與へました。然かも守夫は警視廳に於ける説諭にて飄然改心したに拘らず私は其説諭も一度ならず再三再四、で放果なく前後四回入窓の身となりました。守夫は母の死に依り覺醒し私は父の死に依り未だ覺醒せず、彼此對想し若し斷じて其様な

事なきも現在只一人の母に若し斷じて其様な事なきも現在只一人の母に若しもの事有らんか、如何してよいかと苦しい時の神頼みでは有りません。眞實斯の如き事なき様祈りました。後卷に於ける守夫は實に敬服す可き行爲で其の晴れ／＼しさには前卷の悲哀と反對に見た私をして覺へず快を心中にさげばしめました。私は此犠牲の一卷は單なるフ井ルムに非ずして、今日實際の世相で有り然かも前卷は私の過去に於ける縮圖を見たものと想ひます。苟も守夫を以て今日以後任ずる私が後卷の如き大なる美しき半生を開顯する事は決して能はざるものと確信致します。私は此意味に於ては彼映畫を拜見致しました。

#### —感想その二—

##### 「艱難汝を玉にす」

冒頭の教訓を雖有拜聴致しました。瓦石に等しい私が遠き將來に於て珠となり得るかどうか釋尊は生物皆佛性ありと言ひ、トルストイは人間には可能性があると云つて居りますから私の如きも長き努力と精進とに依つてせめては完き瓦となり得て社會の建設に一枚の勞を盡し得る事も能ふ

様専心修養を爲さふと思ひました。

一、能率増進の映畫を観て、米國民の工業戦に於ける眞な勤勞振りを嬉しく觀覽しました。規模の宏大なるは勿論殊に驚く可きは人間力と機械力とが巧妙な調和を得て、完き同化を得て居る事であります。又労働者の作業振りが一つの浪費なく、熱心と敏速とを以て繰り返されて居る事であります。思ふにそれは米國の天才の優秀な腦力と豊富な經濟とに依つて考案された只一つの「方式」に従ふからであります。作業時間の短縮賃金の高率、生活要素の改善、能率の増進、徒弟學校の普及とそうした事項は剛健な彼等の體軀と相待つて莫大な資本の下に世界の工業界を征服して行く事でありませう。——東洋に於ける精神的文明それは信頼と慈愛と精進と克己とに依る美しい情的文化生活を以て遠き彼方へと進展して行かなければならない。私達にさうした力があるでせうか。私の工場に於ける現在を顧みれば内にも外にもお耻かしい事ばかりであります。

##### 二、東守夫の寫眞を觀て、

一人の少年が母の死に依り既往に於ける監獄的生活より

受刑者に印せし活動寫眞の反響

覺醒して一切の誘惑を排して捨身奉仕の生活へと奮進する  
動機及びその過程が良く映し出されて居ると思ひます。――  
私の如きも父の死に會し親友の自殺に遭ひ事業に失敗し  
た等様な機會に遭遇する度毎に少なからず發奮もし、激  
發されたのであります。けれども時の流れはそうした心の  
緊張を緩めて誘惑の手に一切を委ねてしまつたのでありま  
す。守夫の靈は如何にして目醒めたかそうした深刻な心理  
描寫の寫し出されなかつたのが遺憾でした。然しそこには  
信仰の絶對な力が動いて居たなればこそ「我れ一人行かん」  
雄々しい決心も付き一時の危機に會して犧牲利他の精神も  
湧き出た事と思ひます。人間に必要なのは信仰の力であり  
ます。――守夫は一人の母を失ひました。私には一人の母  
があります。それだけでも、私は幸福と思はねばなりま  
せぬ。

――感想その三――

一、犧牲(東守夫)の映畫を観て、  
嗚呼東守夫君は意志の強かりし人なりし、君は最大幸福  
兒なりしよ。言ふ勿れ、君の前半世に對しては、本能の慾

望の前には何者もなかりし、私に無量の涙を流さしめ、此  
の涙こそ眞の情ある熱涙であります。幸ひに私には老ひた  
りと雖守夫氏以上の母あり、中學卒業前の私の母の苦衷幻  
の如く、果た夢かの様に守夫氏の母の對照として傍たり假  
令守夫氏の如き榮譽を擔つて此世に袂れざるも少くも父及  
母に安らかに養はずとも露だも苦みを相掛けまじ。思へば  
飛び立つ如き感ぞなし。映寫中暗きを幸ひ思はず合掌罪を  
詫びた「木靜かならんと欲すれど風息ます」希くば兩親の  
健在を祈り併せて映畫中の東守夫氏に感謝を捧げ、永く君  
の冥福を祈ります。

二、能率増進の映畫に就いて

湯の盤の銘に「日の新にして日に日に新なり」と  
今日萬般の方面に各々能率増進を量りつゝあるかの如く思  
はる。映畫中元より進歩せる機械力の與つて多大の力ある  
は勿論なるも若し人力の之に伴はざる時は機械も何も其の  
效はなすまじ。或人の「精出せば疎る間もなし水車」とい  
ふに付け、只馬車馬的に一意従ふ業務に努力すること能率  
の増進は得らるゝならん。



地震と噴火の話

(去る三月十七日の茶話會の席上講演の速記であります。)

地震や噴火と云へば、唯何となしに恐れ、非常な不安な  
念を抱くがよく考へて見ると、地震があつたからと云つて  
家が悉く潰れる譯でなし、又家が倒れても人が怪我すると  
か又死ぬとか云ふものでなく、又噴火にしても何にも仔細  
がないことが多いのであります。地震や噴火もよく考へて  
も見ればさう心配するには及ばぬと云ふことを申上げたい  
のであります。

◇地震と地割

先づ一番人が恐れるのは、地震の時に地が割れて、人や

帝國大學教授 大森房吉君  
理學博士

家などが挟まれて潰されては大變だ、地震の時には竹藪に  
逃げれば地が割れぬから竹藪に逃げる、或は自分の屋敷の  
廻りに竹藪を植へて置けば安心だと云ふことを言ふ人があ  
るがさう云ふことは絶對にありません。地が割れても恐い  
ものでも何でもありません。地の割れますのは幅が廣く十  
四尺も十五尺も割れましても、曲りくねつて居つて、五六尺  
も割れますと詰つて仕舞ひます。偶には數十尺も割れるこ  
とがあるが、五六尺も割れば詰つて仕舞ひます。又地震  
が僅であれば、地震が濟めば元の通りの状態に復する譯で  
あります、けれども大きな震動があれば、地が割れますが

それが悉く元の通りに固く塞つて仕舞ふことはありませぬ。又地が割れても井戸が出来ますやうに深くズツト掘れるものでありませぬから、別に心配するには及びませぬ。

◇地割の實地調査

少し古い話であるが、明治二十四年の濃尾の地震の時に震災地を詳しく調べる爲めに私は歩きました。其時地の割れ目の間に挟まれて死んだ者はないかと氣を付けて調べて見ましたけれども、無論そんなことはありません。

目に踏み込みて又出て来たると云ふ者もありませぬ。其外印度亞米利加、伊太利など、随分大きな地震を調査して見たが、私の調査しました範圍では、一つも割れ目に挟まれて人が潰されて仕舞つたと云ふ場合はありません。それで地割と云ふものはチツとも心配するに及ばぬと云ふことは、つきり申上げて宜いと思ひます。

地震の時にはどうしたら宜いかと云ふことを人に聞かれるが、普通の家なら減多に潰れませぬ。唯火事が起るから、大地震なれば、慌てずに外に出たが宜いと思ひます。近所から瓦が落ちるとか云ふことがあれば危ふございますか

ら廣い所に行けば宜い、丸ノ内ビルディングとか云ふやうな大きな建物になれば潰れるさか半潰れになると云ふことはありませぬ。あゝ云ふ建物になれば室の真中に居た方が宜いと思ひます。外に出るに遠がなく、又出る必要もありませんから、高い建物や鐵筋構造でありましたなら、出すに室の真中に居るが宜い、それは間仕切が倒れることがあ

るから、其側は多少危険がありますから、真中に行つて地震の濟むのを待つて居たら宜いと思ひます。

明治二十七年の六月二十日に東京に地震がありました、其午後二時に東京に大分強い地震がありました。それは昨年の四月の地震より倍位の地震で、非常に澤山煙突が破壊しました。其時に東京市中で百六十人ばかりの死傷者あり、其大部分の五十何人は慌て、怪我をしたのであります。それは二階から飛び下りるさか、窓から飛出すとか、又逃げ

出す時に頭をぶつけたとか、轉んだとか云ふ風の怪我が、警察で調べて見ますと三分の一以上ありました。普通の日本風家屋でありましたならば減多に潰れませぬ、潰れるにしても、さう急にはいきませぬから、逃げる遣はあります。

平素は地盤と云ふものは極く静なものと頼みにして居りますが、地震となりますと地からグラ／＼動きましますから心細いやうな氣がします。随つて地震に關しましては色々な迷信俗説があります。安政の頃以後は、地の下に大鯨が居つて、それが軀を動かすと地が震ふ、唯鹿島明神は大鯨を押へて居るから、鹿島丈けは大地震がないと言つて居りました。昔はさう云ふことは言はなかつた。

◇餘 震

それから強い地震があると、後で小さい地震が何遍もあつて、そこにある。それでどう云ふ譯で地震が起るか云ふと、地の下に不安定の狀況が積り積つて、終に變動を起してそれが地震になります。換言すれば、大地震の起る迄は危険の狀態でありますけれども、大地震が起れば、それで以て地の不安定の狀態を取去つて仕舞ふことになりませぬ。それで濟んで仕舞つたので、最早同じ場所では繰返しませぬ。今度起るのは数十里隔つた所に起ることになります。但し小さい地震は續いて起るべき筈で、物を折るにしてもあつてメリ／＼と折れるやうなものであります。それで小

さい地震が度々起るのは安定の狀態に復へるのであります。だから強い大地震があれば、必ず小さい地人が澤山なければならぬ、若し強い地震があつた丈で小さい地震が起らぬと云ふのは却て當り前の狀態でありませぬ。地が元の平復に復へらうと云ふことを妨げられて居る譯でありますから大きいのが來ることがありますが、小さいのが續いてありますのは、それは當り前の狀態であります。其事を私は餘震と申します。揺り返しと云つて又大きな地震があると云ふことを申しますが、それとは意味が違ひます。所

が昔は學説や何かもありませぬので、小さい地震でも度々あつては氣味が悪うございますから、早く無くなれば宜いと云ふ譯で、各神社佛閣で御祈禱を致しますとか、色々なことをやりました。或は雨乞を致します時に歌を詠みます。歌の功德に依つて雨が降ると云ふことがあります。それと同じやうに歌を詠みまして地震が揺らぬやうにする。或は歌を紙に書きましたものを髪の中に入れて置き護符にする、又門の柱に貼り付けて置くと云ふ風にする。それはおかしいことであるが、それでも人が安心しますならばそ

れで宜しうございます。所が大地震のあとで起る小さい地震が度々ありて、偶には數ヶ月又は數年餘も續くことがあります。それで二三週間位御經を上げたところで餘震と云ふものは止むものでありませぬから、それで仕方がないから年號を更へたことが度々あります。新しい方から申しますと、天保元年に京都に大地震がありました。又慶長元年の伏見桃山の大地震、或は頼朝の時分の文治元年、是は京都の東の部分から瀬田の唐橋の方の大地震、又平將門の時分の天慶元年の大地震、其年號の元年に當つて居るのが多くあります。それは年號を更へましたのは地震があつた爲

めで、其更へた年號をあとで歴史記録で見ますと、慶長と云ふのは文錄四年に地震があつた爲めに更へました、天保と云ふのも文政十三年に地震がありて、其年號が悪いと云ふので天保に更へました。文政と云ふ年號の時分に大地震があつたので文政を更めて天保となりました。地震が早く止むやうにと云ふ御越意で年號を更へました。さう云ふ風に年號を地震の爲めに更へたのが二十五六もあります。自然さう云ふ風な譯で、人の氣質の上にも影響を及ぼしたか

と思ひます。昔し元祿十六年に江戸から小田原に掛けて地震がありました(丁度忠臣蔵の仇討のあつた翌年)是は隨分大きな地震で、房總半島の外側の海嘯もありました。其地震の時に、武士と云ふものはきついもので、逃げるのは卑怯だと云ふので、地震があつても逃げませぬので、其爲めに潰されたり、怪我をした者が多くありました結果、將軍家から達がありまして、強い地震の時は遠慮なく庭に避難しろ、其心掛が悪くて怪我をすれば不調法と看做す云ふ達があつた位であります。

◇日本では地震後泥棒が少ない

地震に付きまして日本の地震の場合と、西洋の地震の場合とは著しく相違があると感じますのは、日本の地震には地震の後に泥坊が餘りませぬ、地震なり噴火なりで家を明けても泥坊は這入りませぬ。近き濃尾の地震の時に實際名古屋の警察署に行きて調べたが、全く盜難と云ふものは地震後にはありませぬ。それ三反對に、亞米利加や歐羅巴では、地震の後は戒嚴令を布きて取締ります。明治三十九年の桑港の地震、又四十一年十二月二十八日の伊太利の

メツシーナの大地震は何れも戒嚴令を布きて、司令官の許可書を得てからでなければ其地に行かれぬ、それは残酷なことをして泥坊をします。震災地でない所から來て、寶石商、時計商の店に這入り込んで物を掠奪すると云ふことで、そんなことは嘘でないかと云ひましたが、それは全くだと云ふことであります。是は日本に於いては、地震とか、噴火とかに限らず、大暴風雨とか、海嘯とか云ふ、天地の大變動に出逢ひますと、悪いことをしないのだからと思ひます。諺にも人の死ぬ前には良い心に立歸ると言ふ位で、大地震などに遭ひますと、一時利欲の念を斷ちて泥坊などをしないと云ふことでないかと思ひます。西洋の下等社會の悪い人間でありますと、さう云ふ場合にも構はず悪い事をするかと云ふのは、餘程質が悪いので、さう云ふ點から見て、日本人の性質は正直と申しますか、餘程良い所がある。詰り國家が發展すると云ふ原素がそこに在るのでないかと思つて居ります。(つゞく)

『笑』が身上的ウキルローヂヤス

(笑ひの科學的研究者)

ウキルローヂヤスと云へば活動寫眞や、組物のゲーゲーエルト一座の滑稽役として米國におるか世界中で有名になつてゐる男である。このウキルは、一言以てすれば笑ひで世人を笑はして、それで單に飯を食つてゐるばかりでなく有名になつたのである。かるが故に彼は『笑ひ』を科學的に研究してゐる。ウキルローヂヤスは自分の實驗上から右の事實を裏書してゐる。彼によると平常の場合、先づ三十分喋舌ると、たいていの人はもう充分と云ふ表情をする。この時彼は舞臺を下りてゐる。所がシンシヤン監獄へ四人慰問に行つた時は、一時間半一生懸命に喋舌り續けてゐる、誰一人として飽いたらしい表情をした者が無く、囚人は大聲で笑ひ續けたと云ふ。この事實をウキルはかう解釋してゐる。「監獄にゐる人達は多く非常に注意して新聞を讀んでゐるから私に私が各種の舌と、すぐその要點をつかんで了解するそれよりもつと重大なのは囚人にとつては大笑することが非常に必要な事なのである。彼等は常に沈鬱な生活を送らなければならない。それで公然と笑ふ機會があると人一倍、半ば無意識に聲を立て、笑ふのである。一寸聞くと不可思議であらうが、まつたく一番私を諒解して、よく笑つてくれた聽衆はシンシヤン監獄の囚人であつて、呑氣に氣樂に、不自由なく暮してゐる人々が半分、飽きる所を彼等は三倍、即ち一時間半笑ひつゞけて而も飽きなかつたのである。



常 識 の 泉

\*\*\*\*\*

△ベルンの行刑

會議の狀況

松井司法書記官談

昨年七月五日、瑞西のベルンに於て五日間開かれたベルン會議は一千九百二十五年に開かるべき本會議の豫備會議であつて、名目は行刑會議となつて居るが、實質は司法會議と云ふべきものである、英、米を初めとしてベルギー、アルガリヤ、デンマーク、スペイン、ハンガリー、ルクセンブルグ、スイス、インデヤアフリタニー、チエツク、ソバキヤ、ギリシヤ等の各國委員が列席して、會長は千九百二十五年、ロンドン

に於て開かれる事となつて居るので、開催の委員を以て會長となすと云ふ決定に依り、英國のサー、エルベリン、ラツァルス、ブライス氏が任に當り、幹事長はドクトルシモン、フランテルアー氏と決定して非常なる熱心を以て會議が進行しました、會議の項目は多数に亘つて居る其主なるものは大體は三部に分れ、一部は立法、二部は行刑、三部は豫防である、先づ一部則ち立法中の主なるものは(一)公共の安寧秩序に對し、危険性無き微罪に對し、之を刑務所に收監するに如何なる方法を取るべきや(二)重罪、輕罪の數犯の防壁に對し不定期刑の原則は如何なる制限の下に採用すべきや等である、更に二部則ち行刑は、(一)行

刑期間内に科學的の設備をなす必要なきや此制度は犯罪の原因及犯人の個別處遇を決定する上に如何なる効果を有するか(二)身精神弱者に對しては裁判を附する前に其認定に關して此制度を附する可否(三)累犯防壁の方法として特別拘禁の方法を採用するとせば如何なる當局により實施すべきや、(四)青年犯罪者の貯金制度は如何に之を處すべきか、而して在監中又は釋放後に於ける其利用方法如何、及び勞銀又は賞與金として與へらるべき金額の管理及び其使途如何三部則ち豫防は、(一)條件附宣告又は條件附釋放の取扱は如何なる書式になすべきや、(二)國際的罪人に對し國家間に取るべき防壁方法如何、(三)青年者に對し特に犯罪若くは不品行爲をなさしむる虞れあるフキルム又は繪畫を取扱ふの方法如何、(四)危険性を帯びたる購買青年及少年に對する取扱方法如何等で、要するにロンドンに開かるべき國際會議に附すべき題目で

として有名なウイツツウエル監獄に案内せられた事であつた、行程八里の間は非常に眺望がよく、何ともいへぬ感じを得ました抑々ウイツツウエル監獄の起りは現典獄チンレルボルス氏の父君ロメー氏が二十年前自費を以て農園監獄を開いて遂に破産をした、それをベルン州が買取して、今日に至つたもので此特殊な人物ロメー氏は今も尙羅漢として健在で、僕等一行を非常に優遇してくれました、ウイツツウエル監獄は、ニューシャートル及びザネーネーアの二大湖水に接し非常に地の利がよく、外衛は三メートル位の簡單なもので門衛が無い、在監者は逃走しやうと思へば自由だが囚人が皆自覺して居ると、前に申上た湖水がある爲に逃亡者は皆無だと云ふ事で、而も經營費は大に餘つて其利益を監獄改善の爲に使つて居ると。

△最近の活動寫眞は

興味中心より 教化本位に傾向を變へた

常 識 の 泉

民衆娛樂の王としてプロ階級に歡迎されて來た活動寫眞が、最近に單に興味中心營利本位を離れて社會教化本位に向つて來た、この傾向は我活動寫眞界の一大革命とも云ふべく、内務文部を始め鐵道通信、農商務、陸海軍などの各省が盛に利用し出したのは、これが前提とも見るべき物で、特に文部省では最近映寫室まで新設して推薦映畫の制度さへ開いたが、社會問題を取扱ふ内務省社會局でも、社會教化の一大武器として研究調査してゐる、昨年の調査によると、地方廳では近年活動寫眞に關する豫算を府縣會に提出して機械やフィルムを購入に努めてゐる、この方面の研究せる同僚の玉井囑託は「日本人は古來同化力に富んだ國民であるから、從來の日本文明と最近の歐米文明とを混然同化して日本人獨特の新文明を創造するに手取り早い最大武器は活動寫眞であると考へる、知識階級の人々に對しては新聞雜誌講演等で教化することが出来るが、それ以外の人々に對しては何といつても通俗で理解し易い活動寫眞による外ないと思ふ歐米諸國では例へば廣告

の如きものでも學術的な映畫に造つて言へてゐるといふ有様だからわが國のやうに科學知識の幼稚なところから於ては活動寫眞を今後組織的計畫的にやつて行く必要がある、現在大分その傾向が現れて來たが、なほ一步進んで活動寫眞政策を樹てること望ましい、そして眞の文化の創造せられること期待してゐる」と、又文部省の映畫推薦が近來また活潑になつて來た、そして映畫の質も精選されて最近には藝術的なその審査員は語る別に標準が變つた譯では無いが映畫の進歩、鑑賞眼の向上につけわれしるの眼もそれに伴ふのは當然である概して云へば思想的に健全、藝術的にも優秀で一般にも興味の深い映畫であればよい特に最後の一項は大切な條件であるつまり新時代の精神道德に關した映畫こそ新しい時代の社會教育資料として推薦すべきものと信ずる、それから宣傳映畫なども何等の生きた人間社會が出て居る概念の化物見たいなのは困る、社會教育の極意は不知不識の間に引入れて感銘せしむるもので露骨な強



制的なものでは却つて効果は薄いと思ふ」云々

### △兒童劇の使命及

#### 効用

兒童劇の使命及び効用に關し今、其の條目だけを抄して見ると、第一は子供らをして半無意識的に且自發的に快活に、自由に思ふ存分に、其心をも、其體をも、極めて變化多く且つ自然に、其好奇心を充たしめつ、遊び戯れさせるよりして生ずる所の生理的及心理的の利益であり、第二は、過去の野獸的であつた頃から人間が遺傳し來つてゐる諸種の本能なり衝動なりの安全瓣として役立つことであり、第三は、兒童劇を類に演ぜしめつゝある間に、自然に分業の必要が生じて、そこから子供ら各自の特殊な才能が発揮されたり發見されたりして其未來の方針を選定する役に立つことであり、第四に、和衷協同して仕事をすることを自然なことであり、第五は、倫理的情操を自然の間に浸潤せしめる効用に於ては他の方法

の企及し得ないものであるといふことであり、第六は、人生の原始的(初步的)智識を興へることに於て有効だといふことであり、第七は、これはや、枝葉的ながら、歴史上、地理上、或は諸種の科學上の又は俗務上の智識をも興へるといふことであり、第八は、くだらない又は下劣な娯樂や無益な、たはげのない而して多少有害な遊戯や讀書などの代用となるといふことであり、第九は、時々立派な人物に扮する所から、自然と行儀がよくなり、風采がよくなり、言葉づかひまでが正しくなるといふことであり、第十は、餘りに偏した物質文明の弊を救ふ一方便にもなるといふことである。

(一)兒童らに健全な快樂を興へる。

これは、前に擧げた私自身の謂ふ効用の第一と同じ趣旨である。すなはち、單に子供らの心を休め養ふばかりではない、生理的には健康ならしめ、精神的には快活ならしめ、徳性的には善良ならしめる效があるといふのである。單に消極的に心を弛緩させ、休息させる娯樂たるに止まらず、積極的に新元氣を鼓舞振作させる建設的な慰藉やうになる。

(六)若し其兒童の性來に藝術的創造力があるとする、それが之によつて鼓舞せられ、奨励せられ、善導されるのは謂ふを突ない。

(七)少くとも文學や藝術の趣味を解し、内外の有名な文藝品の一端だけには通じるやうになるから、長じて後、まるつきりクラシツクの何たるかを知らないといふやうなこととはなくなる。といふのは、童話でも兒童劇でも、或階段に達すれば、必ず其國のクラシツクなり世界のクラシツクなり又は近代の名作なりを平易化し、單純化して其主要な材料に使用するわけなのだから、苟くもそれに關係を有してゐる兒童ならば、いつとなく其梗概に通熟する、さうしてそれが多少深い感興を喚ぶものである以上、兒童の心理的作用の自然の結果として、更に其詳細を知りたいと思ふやうになる。すなはち、高尚な、優良な原書を読みたいと願はせたり、正式に演ぜられる名譽の劇を観たいと思はせたりする誘縁になる。

(八)人生の智識を興へる。

だといふのである。

(二)想像力を鼓吹し善導する。

想像力が人間のするあらゆる業務に必要なことは從來考へられてゐる以上である。想像力は決して詩人や小説家や藝術家たち専有の至寶たるに止まらない。例へば、探險家でも、科學者でも、大實業家でも、主として此方のおかげで、大發見をしたり、大發明をしたり、大規模の企業を計畫したりするのである。四海の内を皆同胞だと感ずる博大な慈愛心も世界を一國家とする理想も、共に大きな想像力から生れるのである。童話や童劇は扱ひ方次第で想像力を正しく養ふために最も有効である。

(三)感情教育の好方便である。

この點は、私も、前掲第五條の説明中に於て、や、深く立入つて述説しておいたのだから、こゝには只ざつといはう。すなはち、分析的に、また注目的に、また理論的に或は抽象的に教訓したのでは、どういふ實際的な效果も舉がらない場合に、童話や童劇が、其自然の浸潤性によつて、子供らの感情を字育し、或はやさしくし、深切

にし、我儘でなくし、上品にしすなほにし親たちを大事にさせ、年長者を尊敬させ、慈悲心や義心や勇氣を起させたりする。善や正義や勇氣を歎賞させ、美醜高卑を見分けさせ、秀抜優良な物を理想と立て、勇往邁進する向上心を誘起させる。それが藝術特有的の磁性的暗示の效である。

(四)趣味性、審美力を涵養する。

幼少の時分から藝術的に卓越した、さうして思想的、感情的に健全な文藝品に馴熟せしめられてゐると、や、長じて、例の危険期——青春末期——に入つたからつて、決して劣俗な文藝品などに感惑される虞はないのだが、其導き方が宜しきを待たないと、意外な弊が生じるから注意を要する。それが連關したものだといつてよい。

(五)藝術的に取扱はれた話説なり議論なり問答なりに習熟する結果、子供らの頭腦の働きが自然と整頓してくる思想も纏つてくれば、其言葉づかひにも無駄がなくなる。言語が爽かになつて、辯舌がよくなる。自然に言葉の意味の細微な味はひを意識する

の企及し得ないものであるといふことであり、第六は、人生の原始的(初步的)智識を興へることに於て有効だといふことであり、第七は、これはや、枝葉的ながら、歴史上、地理上、或は諸種の科學上の又は俗務上の智識をも興へるといふことであり、第八は、くだらない又は下劣な娯樂や無益な、たはげのない而して多少有害な遊戯や讀書などの代用となるといふことであり、第九は、時々立派な人物に扮する所から、自然と行儀がよくなり、風采がよくなり、言葉づかひまでが正しくなるといふことであり、第十は、餘りに偏した物質文明の弊を救ふ一方便にもなるといふことである。

これは、前に擧げた私自身の謂ふ効用の第一と同じ趣旨である。すなはち、單に子供らの心を休め養ふばかりではない、生理的には健康ならしめ、精神的には快活ならしめ、徳性的には善良ならしめる效があるといふのである。單に消極的に心を弛緩させ、休息させる娯樂たるに止まらず、積極的に新元氣を鼓舞振作させる建設的な慰藉やうになる。

(六)若し其兒童の性來に藝術的創造力があるとする、それが之によつて鼓舞せられ、奨励せられ、善導されるのは謂ふを突ない。

(七)少くとも文學や藝術の趣味を解し、内外の有名な文藝品の一端だけには通じるやうになるから、長じて後、まるつきりクラシツクの何たるかを知らないといふやうなこととはなくなる。といふのは、童話でも兒童劇でも、或階段に達すれば、必ず其國のクラシツクなり世界のクラシツクなり又は近代の名作なりを平易化し、單純化して其主要な材料に使用するわけなのだから、苟くもそれに關係を有してゐる兒童ならば、いつとなく其梗概に通熟する、さうしてそれが多少深い感興を喚ぶものである以上、兒童の心理的作用の自然の結果として、更に其詳細を知りたいと思ふやうになる。すなはち、高尚な、優良な原書を読みたいと願はせたり、正式に演ぜられる名譽の劇を観たいと思はせたりする誘縁になる。

(八)人生の智識を興へる。

これは童話や兒童劇の供し得る最も重要な效能であるから、私自身の第六條の説明中に於て、既に相應にくはしく述べておいた。だから、今は只大要だけにいふが——既に前の感情教育の條下でいつた通り——凡そどんな懇切な教訓でも、それが理智的である以上、分析的である以上、勢ひ寂漠としたものとならざるを得ないから、家庭と學校との依り範圍内を其世界としてゐて所謂世故人情の何たるかをまだ少しも呑み込んでゐない者に取つては、實際的には、殆ど如何いふ役にも立たない。ところが、眞似にもせよ、假設にもせよ、具體的に、而も常人自身に活人生の活動其者を演ぜさせること、となると、百聞一見に如かずとこそでなく、ともかく、實際させ、實驗させる次第なのだから、そこに著るしい効果が生じる。自分と他人との區別が初めてはつきりと分る、其利害の相違も分る、性格の善惡も、其複雑なことも、多種なことも分る、行爲の正邪も分る。かういふ智識を興へる必要上、や、進んだ階段に屬する童話や兒童劇は決して樂觀的のばかり仕組まれ

てはならない。人生には邪惡もあり、誘惑もあり、種種の弊害や不徳の充満してゐて善惡正邪の争闘は止まないものだといふことを知らせておく必要がある。

以上は甚だ簡略ながら、私が見童劇に豫期する所の效用である。勿論、これだけの效用を常に容かに獲得しようとすることは無理でもあらう。が作者もしくは指導者もしくは監督者の念頭には、常に毎に、なるべく多くこれらの効果を収め得ようとする希望と用意とがなくてはならぬ。前號にもいつた通り、何事も十分、十二分を目的として着手しても、其實效は、たかく、五分、六分に終る習ひだからである。坪内逍遙氏述 週間期日)

### △空腹と満腹で

#### 異ふ精神状態

空腹時は一時的にわれわれの精神状態を異狀に導くものです。大體空腹時は食物を要求するときでありますから動物は一般に食物を得る爲に争闘的氣分を本能的に現すことになり、従つて動物を空腹時にお

くといづれも其舉動が粗暴激越となつて平日の溫和な態度を失ひ易くなるものです。しかし人間は食物の獲得といふことに支配されて居る動物ほど赤裸々ではありませんがして今尚相談などがあるときに會食するといふ習はしが廣く行はれて居るのはいわれわれの精神を粗暴な争闘的氣分から平和に導かうとするのでなか／＼趣味あることであると共に昔からの尊い経験であります。それから空腹時はわれわれの感情をい／＼させ易いものですからもしなにか紛擾が起る様な場合にお互が空腹状態にあると自然其紛擾を感化し易いことになり、群衆運動の場合でもさうで多くの人々が空腹で騒いで居るといつか其運動は激越に陥り易いものです。従つて懇談する様なことがある場合や多數が集合して秩序ある運動を起さうとする場合には空腹時を避けることが肝要です。

### △新營養素ヴァイタ

#### ミンの話(續)

食品中に含まれるヴァイタミンBは、乾燥に依り其効力を破壊することは先づ無いといつても宜い、而して乾燥した穀實は長い間此ヴァイタミンを有効に保有することが出来る。

ヴァイタミンBが食品中に含有される量は非常に少ない。従て研究者の苦心や努力や時間の多いに比し、其得る結果が少くて失望する事は一通りでない、フランク氏の最初の試験では、原料として米糠を五十四瓩(約十四貫五百匁)を用ひ、多量のアルコールを使つて得た所の物は僅に、三四七瓩である。夫れとても不純物が多く、精製し、分類して得た有効な物質の量は、僅々〇、五瓦であつて實に原料の十一萬分の一にしか當らな。

鈴木博士は脱脂糠を原料として、種々の薬品を處理し、粗オリザニンとして原料の〇、四%に相當する量を取り出すことが出来た。精製した所が有効成分は原料の僅に千分の二になり、全米粒にするとも一萬分の五に當つてゐる、即ち一匁のオリザニンを取出すには、米糠なれば五百匁、玄米なれば二匁目を要する譯である。

ヴァイタミンの研究に於て更に多くの困難は、是等の物質は、熱、酸素、光線、薬品等に對して極めて不安定な爲であるが、ヴァイタミンBは他の二種のヴァイタミンに比し最

### ◇ヴァイタミンBと抗脚氣ウイタ

ミンと同一なりや  
ヴァイタミンBと抗脚氣ウイタミンとは全く同一物であるや否やに就いては随分議論がある。鼠の飼養試験で、オリザニンを少量添加しないと、成長しない許りでなく脚氣様の徴候を現はして足が利かなくなる。乍併、極少量のオリザニン(即ち〇、〇〇五瓦)で、白米に依て生じた鳩の脚氣を治すことが出来る。

ヴァイタミンの本體が明白になつて、比較が出来るやうになつた上でなければ、勿論判然しない事であるが、恐らくは兩者が同一の物質であらうと云ふ事は、分布の状態や各種食品中に含まれて居る量や性質が類似して居る點からも推測することが出来る。

### ◇ウイタミンB (水溶性B ヴイタミン)

兩者の同一物であらうとは今日では實際一般に認められて居るが、又ヴァイタミンBは、抗脚氣ウイタミン中に含まれて居る一種であらうと云ふ説もある。

ナチオンに依り分解されるが、紫外線に依り破壊されることはない。又酸化に對しても強い事などは判つてゐる。

### ◇調理とウイタミンB

ヴァイタミンBは、實際食品を普通調理の際加熱や他の事で破壊されて効力を失ふやうな事は餘り起らない。併し、醸造の製造や永く保存した爲に食品中のヴァイタミンが消失する事は屢々起るのである。又前述の通り此ヴァイタミンは水に可溶性であるから、野菜や肉を煮る際に多くは汁の方に移つて行く。夫れ故煮汁を捨てるのは、貴重なヴァイタミンの損失を招くことになる。尙低い温度で製するスープの類(例へば野菜スープなど)は、有効なヴァイタミンに富む食品と云ふことが出来る。

### ◇ウイタミンBの生理的效果

前にも述べた通り人間でも、他の動物でも、ヴァイタミンBが缺乏すると一様に食欲が減退して遂に脚氣様疾患に陥る。食品中に此ヴァイタミンが不足する場合には、小兒は完全に發育することも成長することも出来ない。

又大人は健康も氣力も次第に衰退して來る。且つ生活力の低下は普通の産兒を得ることが出来なくなる。何れにしてもヴァイタミンBは普通榮養状態を保つ上に、蛋白質や無機鹽類と相俟て極めて重要な物質である。

然らばヴァイタミンは、生理上如何なる効力があるかに就いては其本體が不明なやうに、現在では未だ決定的の説明を與へることが出来る迄に進んで居ない。而して多くの説も矢張り推測に過ぎないのである。例へば或學者は腺分泌と關係あることを説き、或研究者は特殊細胞の榮養料となると云ひ、又間接的に、新陳代謝(殊に炭水化合物)に深い關係を有する事を唱へて居るのである。

動物試験の結果、此ヴァイタミンは動物が食物を攝取し、消化、吸収が行はれ、身體各部の機能が活潑に活動を續けて居る間、特に必要である。フアンク氏等は炭水化合物を澤山攝りて從つて、ヴァイタミンBの所要が増加すると云つて居る。直接此ヴァイタミンが炭水化合物の新陳代謝に關係するか、或は

間接であるかは別問題として、炭水化合物とヴァイタミンBの間には密接な關係を有つて居るらしい。

### ◇ヴァイタミンBの食品中の分布

ヴァイタミンBの本體は未だ確定して居ないから、現在知識では普通食品中に含まれて居るヴァイタミンの量を科學分析に依つて測定することは出来ない。故に各食品中のヴァイタミンBの存否を知るには是非動物試験に依らなければならぬ。之れに依つて比較量を推知する事が出来る。鳩は鳩よりも供試動物として廣く採用されて居る。是れ鳩は鳩よりもヴァイタミン缺乏症を起すことが早く、又治癒も早いからである。鈴木博士のオリザニンが製剤を用ひて動物試験を行ふ。即ち其一瓦を病的になつた鳩に飲用又は注射すると、二、三時間の後には元氣を恢復し再び食物攝取するようになる程有効である。英國ではアルマイトなる名稱の下に、酵母よりの製品が賣出されて居るが、之は二瓦で鳩に効果が現はれる。

人間には如何程の量が必要であるか、之は未だ判然した數量は知られて居ないが、

其間が長ければ長程多くの脚氣病者が發生すると云つて居る。我國に於いても都合で發生した脚氣患者が、田舎へ轉地して其結果を得るのも要するに田舎の米が一般に精白の不十分なもの、副食物として新鮮なヴァイタミンBに富む野菜類を多く攝取するのが大きい原因であると思はれる。

脚氣は白米許りでなく、精白粉から製したパンを主食物としても起るもので、ラブラドルやニューファウンドランドに著しい其例がある。其地方では往々粗製粉を用ひた頃には脚氣は少しも無かつたのであるが、近來になつて精白粉を冬の間に數ヶ月主要食とするやうになつてから春季に至つて脚氣病者が澤山發生するやうになつたのである。

### ◇小兒脚氣とヴァイタミンB

脚氣は大人にのみ限られた病氣のやうに長い間考へられて居たのであつたが、我國に於て、弘田博士が小兒にも大人の脚氣と同様な病氣のある事を報告(一八八八年)して居る。又フキリツピンに於ても土語で

オン又はスバと稱する小兒の致命的病氣がある。之は弘田博士の小兒脚氣と同一である。此病氣は、生後一箇月乃至三箇月に最も多く、間々十箇月の小兒に見る所で、フキリツピンで調査したものに依ると、一箇年未滿の小兒が此病氣に罹つて五六%死亡して居る。此數は全小兒死亡數の七五%に當つて居るのである。

バター、卵黃、肝油等は、ラードやオリーブ油と全く違つた榮養上極めて顯著な効果を有つて居り、之が食物中に含まれて居ないと動物の成長も保健も全然望むことが出来ないことは前述の通りである。而して是等の油脂の有効であるのは油脂其物の効果ではなく、全く特殊な物質であるヴァイタミン即ちヴァイタミンAが含まれて居るに外ならない。

### ◇ヴァイタミンの一般性質

榮養上非常に有効なヴァイタミンAは、バターや肝油中に存在して居るのであるから油脂に可溶性である。而して油脂を長く保存するとか、高熱を加へるとかすると、特殊な効果が失はれるのである。

自覺し得る程度に進んだ症狀の脚氣病は、是等の製劑を、最初數日間に多量に用ふるゝと奏効が著しい。

我國に於ては白米を主食とし、副食物も多くは此ヴァイタミンに富んで居ないので、或醫學者の如きは吾々日本人は此ヴァイタミンに就いては網渡りのやうな危険な生活をして居ると迄批評して居る。故に吾々は食品の種類とヴァイタミンの含有量に就いて注意すべきは勿論家庭に於て時々ヴァイタミンBに富んで居る食品を食膳に供する必要がある。此には常に脚氣を防止し得る許りでなく、小兒の成長や保健上良好な効果を齎すのである。

### ◇脚氣とヴァイタミンB

脚氣は氣候と關係を有つて居る事は人の熟知する所である。國が異なるに從つて時期を異にして、或時期此疾病が特に多いといふ事は、食物の供給と直接密接な關係があるらしい。フキリツピン島に於いては、米の收穫期と關係がある、即ち農家で自家精白の米を食ひ盡して、次の收穫を待つ間に商人から精製白米を仰ぐ事になる。而して

油脂中のヴァイタミンAは、熱に對して安全なるは一般に認められて居るが、夫れとても種々な條件に支配される事が多い。例へば加熱の際の空氣との接觸温度ヴァイタミンの含有程度、時間の長短等に依り一様には行かない。研究の結果バターを百度に十

二時間保持すればヴァイタミンの給源としては全然用を爲さない。ヴァイタミンAは熱よりも酸素の存否に左右されるもので、之を含む食品が酸素の存在する所で熱を加へられるとヴァイタミンは直ぐに破壊される。實際に於て野菜類に含まれて居るヴァイタミンAは普通調理の加熱程度では多くの損失が起らないと認めて差支ない。

油脂を硬化油とすればヴァイタミンは破壊され、榮養に適しなくなる。ヴァイタミンAの本體は如何なるものであるかに就いて目下研究中である。前に述べた通り肝油やバターのヴァイタミンは、油を溶かす溶劑に油と共に溶けるが、ヴァイタミンBのやうに浸出に依つて取り出す事が出来ない。最近我國に於て肝油を原料とし、種々の

常識の泉

薬品を処理してビタミンAを取り出したが其量は僅に千分の一即ち〇・一%に過ぎない。勿論之とても純粋なビタミンAではない。

此ビタミンAは、脂肪・アルコール・エーテル・ベンゼン等多くの有機溶剤に溶けるが水には溶けない。

◇ビタミンAの食品中の分布

ビタミンAの存在は最初バター・卵黄中に見出され、現在に於ても是等の食品は此ビタミンに富んだものとなつて居る。其後動物性の多くの油脂も同様に含有する事が判つた。左は就中著しいものである。

肝油、鮫油、牛脂、腎臓の油、心臓及び肝臓組織、鱈油、鮭油、鯊油等  
反之、次のような植物性油脂は、此ビタミンを全く含んで居ない、含んで居ても極少量である。

コマワリの油、玉蜀黍油、オリーブ油  
棉實油、アルモンド油、落花生油、亞麻仁油、菜種油、胡麻油、大豆油、椿油、ライド等。

此ビタミンは、動物は自ら作る事が

出来ないから、是非其體外から攝取しなければならぬので、其最初の生産は植物に俟たなければならぬ。

植物體では殊に緑葉と種實の胚の部分に多く存在して居るが、定量的には勿論測定されて居らぬ。夫れ故各食品に就いて、ビタミンAの給源と云ふ點から評價する事は出来ない、殊に動物性のものでは其攝る食物が直接影響するから尙更困難である。例へば牛乳の如き、母牛が此ビタミンに乏しい飼料で養はれて居れば、直ぐに乳にも缺乏を來すのである。

ビタミンCは水に、又滲透性を有つて居るが、ビタミンBと異つて、酸性白土又は膠狀鐵に吸着されない。此ビタミンは酸よりもアルカリに抵抗する力は小である。殊に加熱すると一層甚だしいやうであるから、調理の際に緑葉を酸度曹達等で煮る事は避けなければならぬ。

食品を加工する際にビタミンCは消失することが多い。レモンや密柑汁は冷蔵して居ても二週間もすれば効力が減退するとの事である。牛乳球に殺菌乳は迅速に効力

林 檉	二〇〇	一三・三
葡萄汁	二〇〇以上	一三・三
バナナ	二〇〇瓦	一三・三
肉 汁	二〇〇立方厘	一三・三
馬鈴薯	二〇〇瓦	一三・三
牛 乳	一〇〇—一五〇瓦	

◇ビタミンCの生理的効果

ビタミンCが缺乏すれば壞血病に罹る事は前途の通りである、其外の生理的効果に就いては未だ十分に研究されて居ない。

或學者は此ビタミンは新陳代謝の常態を保つ上に必要であるといひ、他の學者はアレドナル腺と直接關係がある事を證し、又或學者は、齒の發生と關係ある事を述べて居る。

◇歐洲戦争と壞血病

歐洲大戦の當初には、既に壞血病並に脚氣の原因や治療法に就いて知悉されて居たから、此病氣を豫防する事が出来たのである。其れにも拘らず佛蘭西や東部戦線の軍隊間に壞血病の發生を見たのである。

大體から見れば歐洲に在つて英軍には此病氣は少なかったが、メソポタミヤ派遣軍であつた爲、壞血病が軍隊や市民の間に流

常識の泉

を失ふが、酸性乳は稍々長く効力を保つ、野菜類を乾燥する場合、特別の方法を講じなければ失はれる事が多い。

◇食品中の分布

ビタミンCは酸化、加熱、乾燥等の爲に直ぐに分解されるから、之を分離する事は、今の所全く不可能である。従て各種食品の含有量を測定する事は勿論出来ない。只一つの食品と、他の食品との比較効果から推定するより他に方法がないのである。是れ迄に判つて居る各食品中のビタミンCの分布状態は次の通りである。

食品名	モルモット	人間
(試験の結果)	(換算)	
キヤベツ(生)	一〇・五	〇・六
レモン汁	一・五立方厘	一・〇
密柑汁	一・五立法厘	一・六
貯藏レモン汁	五〇・五	三・三
麥芽扁豆	五〇	三・三
同豌豆	五〇	三・三
キヤベツ(半時間煮)	五〇	三・三
人参汁	二〇〇	一三・三

に就いては一九一六年に壞血病の爲め、十九週間に七千五百名も廢兵となつた。而も之は殆ど印度兵に限られて居つた。印度兵のこれに罹るものは、一九一六年より一九一八年の間に一萬四千名にも上つたのである。

元來印度人は壞血病を豫防する野菜・肉類・牛乳の類を戰場に於て得られなかつた事情があつたからで、其結果彼等は大概四ヶ月以内に此病氣の徴候が現はれたのである。壞血病は手當が早ければ容易に治るが手遅れになれば、治療が困難となるが、彼等は凝乳を無限に得られるやうになつてから初期の壞血病は皆治つて仕舞つたのである。

メソポタミヤに於ける壞血病は戦争の終り頃、園藝をアラビヤ人に奨励した結果、野菜の自由を得られるやうになつて少くなつた。又政府も農園を設けて、大根、韭、蕪菁等を栽培した。

露西亞や中央歐羅巴の或地方では、戦争にも適當な食物の供給を受くる事が不可能であつた爲、壞血病が軍隊や市民の間に流

◇ビタミンC上より見たる食品選擇上の注意

食品に關する知識の進歩しない古い時代に於ては、吾々は本能と経験、此二つが食品選擇上主な指導者となつたのである。其時代は食糧は比較的豊富であり、人々は自ら生産する食品を以つて十分であつた。而して各種の食品を多量に、即ち實際の必要よりも以上に食し得る時代に於ては、必要な食品を養分は全然知らぬ間に補給されたのである。

食品の供給は次第に制限され、又飢饉が屢々吾々を脅威するやうになつた今日に於ては、吾々は最早飽食するのを許されないうのみならず、又各種の調味料や嗜好品が巧妙に人造されて、吾々を誘惑しつつある中に在つて、獨り本能的選擇力のみが正しく保つて行く事は出来ない。彼の支米食を一般に喜ばれず、野菜や青葉に對する本能的慾求を感ずる事は實際に少なくなつて居るのを見て、其一端を知ることが出来る。(中外産業調査會報告書より)



任 保健技師十級俸下賜命小菅刑務所勤務  
 任 保健技師九級俸下賜命丸阪刑務所勤務  
 東瀨 武正  
 任 保健技師 安田正一郎(大阪)  
 九級俸下賜命青森刑務所勤務  
 看守長 玉木 榮作(松本)  
 命栗嶋刑務所勤務  
 看守 戸谷 清助(浦和)  
 任看守長給月俸五七圓命長野刑務所松本支所勤務  
 看守長 栗波 勢(福井)  
 給七級俸

任矯正院警官叙高等官六等 巽 謙二  
 少年保護司事務ヲ囑託シ 服部他之助  
 奏任官ヲ以テ待遇セラル 朝鮮總督府典獄 中橋 政吉  
 命京城刑務所長心得 土井 寬申  
 同 岡友道  
 命西大門刑務所長心得 同 友道  
 同 岡友道  
 命平壤刑務所長心得 則近喜代熊  
 同 則近喜代熊  
 命大邱刑務所長心得 富田 真吉  
 朝鮮總督府典獄補 富田 真吉  
 補永登浦刑務所長 橫山藤三郎  
 朝鮮總督府典獄 橫山藤三郎  
 補公州刑務所長 小松 數馬  
 補大田刑務所長 同 小松 數馬  
 補成興刑務所長 同 關幸田彦次郎  
 補清津刑務所長 同 村上 龜雄  
 補海州刑務所長 同 上野 傳  
 補蕪荻州刑務所長 同 寺川鎮次郎  
 補海州刑務所長 同 巖田 長平  
 補光州刑務所長 同 清原孝太郎  
 補水浦刑務所長 同 布村 茂隆

補全州刑務所長 朝鮮總督府典獄 吉野 徳市  
 同 朝鮮總督府典獄 力武 竹一  
 補公州刑務所濟州支所長 同 角田 竹治  
 朝鮮總督府典獄補 角田 竹治  
 補大邱刑務所金泉支所長 同 不動謙太郎  
 同 高梨 勇司  
 補開城少年刑務所長 同 高梨 勇司  
 同 高梨 勇司  
 (各通) 朝鮮總督府教諭師 巖 常圓  
 同 津村 清澄  
 (各通) 同 津村 清澄  
 六級俸下賜 同 古澤 謙誠  
 同 同 平塚 龍嗣  
 八級俸下賜 同 同 桑原 實一  
 九級俸下賜 同 佐々木鴻文

### 勅令・通牒

司法省行刑局第七二號  
 大正十二年五月十七日  
 司法省行刑局長通牒

刑務所長宛  
 小銃ノ携帶保存操用法等ニ關スル  
 件依命通牒  
 昨年勅令第三百十六號及司法省令第十二號ニ依リ拳銃ヲ銃ニ改正セラレ令般一部刑務所ヘ四十四年式拳銃ヲ交付セラル、ニ至リ爾餘ノ刑務所ニ對シテモ遠カラズ交付ノ運ト可相成候ニ付テハ左記各項御留意相成度候

一 昨年六月行甲第九二六號ヲ以テ拳銃及小銃ハ二者併用ノ途ヲ閉キタル儘ナル旨通牒シタル次第モ有之候處小銃ニ付テハ左記ノ例ニ依リ携帶スルヲ得ルコト

(一)明治四十一年司法省令第三十一號  
 中 勅令通牒

一 天災事變ノトキ  
 收容者逃走ノ目的ヲ以テ多衆  
 監護スルトキ  
 (一)同年勅令第二百八十九號中  
 一 刑務所ニ多衆來集シ不穩ノ行動アル場合ニ於ケル外門、見張所並巡警勤務ノトキ  
 監視區域ノ廣遠ナル見張所又ハ設備外大耕耘地、遠隔地ニ出役スル伐木場其ノ他泊込作業場等戒備範圍ノ廣大ナル場合ノ勤務ニシテ特ニ本省ヨリ指定シタルモノ

二 小銃ヲ携帶セシムル上ハ非常手段トシテ之ヲ使用スルコトアルヘキ義ナルモ其ノ使用ノ目的ハ徒ニ生命ニ危害ヲ加ヘントスルモノニ非ス單ニ暴行又ハ逃走ヲ制止防止セントスルニ過キサラモナルヲ以テ濫リニ之ヲ使用スヘカラサルハ勿論已ムコトヲ得スシテ之ヲ使用スル場合ニ於テモ三發迄ハ空包ヲ使用シ命目的ヲ達シ得サルカ又ハ事態急迫シテ他ニ手段ナキ場合ノ外實包ヲ使

用スルニ際シテモ成ルヘク生命ヲ害スルコトナクシテ目的ヲ達シ得ヘキ機射擊スルノ心得アルヘク且拳銃ニ比シ其ノ威力大ナルタケ危害ノ程度大ナルヲ以テ發射方面ニ人畜アル場合ニ絕對ニ實包ヲ使用セシメサル機注意スルコト彈藥盒ハ左肩ヨリ右股下ニ掛ケ小銃ハ騎馬ノトキハ背ニ負ヒ徒歩行進ノトキハ肩ニ擔フテ本則トシ事宜ニ由リ背ニ負ヒ又ハ手ニ提クルヲ得セシメ駐立ノトキハ立テ、携帶セシムルモノトス尙常時ニ在リテハ日没後日出前ニ小銃ヲ携帶セシメサルコト

四 市内等設備外通過又ハ乘目ニ關ルル場所ニ於テハ小銃ハ覆ナ掛ケテ携帶シ又ハ適當ナル容器ニ收メテ運搬スルコト

五 小銃携帶ノトキハ裝藥ノ上必ス擊莖駐脚ヲ以テ安全裝置ヲ爲シ萬一ノ危害ヲ防止スルノ注意ヲ怠ラサルコト並收容者ニ利用セラレサル機充分ノ警戒ヲ加フルコトヲ要ス

六 見張所等勤務ノ者小銃ヲ携帶スルトキハ交代者ニ小銃ヲ引繼グト同時ニ銃器

見張所等勤務ノ者小銃ヲ携帶スルトキハ交代者ニ小銃ヲ引繼グト同時ニ銃器

勅令通彙

七 並裝藥ニ付異常ノ有無ヲ申繼ケコト  
 小銃ノ全部ノヲ戒護部ニ備付テ保管ス  
 ヘク一定ノ取締アル棚式ノ容器ノ内ニ  
 銃架ヲ設ケ彈藥盒ト共ニ之ヲ藏シ携帶  
 スルトキノ外一切裝藥セサルコト、シ  
 彈藥盒中ニハ一定量ノ實包及空包ヲ收  
 メ其ノ他ノ實包及空包ハ危害豫防ノ爲  
 拳銃用實包及空包ト同一ノ取締アル安  
 全ナル貯藏所ニ積納スルコト  
 八 小銃及彈藥盒共常ニ慎重ノ手入ヲ爲シ  
 保存ニ注意シ何時ニテモ使用シ得ル様  
 邊部シ置クヲ要ス

九 小銃ノ操用法ニ就テハ拳銃ト同シク常  
 ニ之カ訓練ヲ行ヒ實用ニ支障ナキ様考  
 慮スヘク其ノ訓練ノ方法ニ付テハ軍隊  
 出身者中適當ノ者ヲ選ミ之ヲシテ簡單  
 ナル銃ノ操法及射撃教練ヲ爲シ尙看守  
 ノ訓練ノ傍收容者ニ對スル示威ヲ兼ネ  
 構内ニ於テ空包射撃ヲ練習セシメ其ノ  
 練習ハ個別ニ且沈着ニ之ヲ行ヒ一齊射  
 撃又ハ急速射撃ノ如キハ刑務所ニ於ケ  
 ル練習ノ主旨ニモ無之且隣接民家テシ  
 テ徒ニ驚異セシムルカ如キコトアルヘ

十 藥莢及彈子ハ射撃練習ノ際其ノ取扱  
 及保管上ニ注意シ成ルヘク之ヲ再用シ  
 得ル様ニシ大正三年十二月監甲第九四  
 二號通牒ニ準シ取扱フコト  
 十一 騎兵操典草案騎兵射撃教範及四四式  
 隨銃取扱法各三冊ヲ市谷刑務所ヨリ保  
 管轉換セシムルニ由リ之ニヨリテ必  
 要ノ訓練ヲ爲シ並銃器ノ取扱保存上ニ  
 注意ヲ爲スコト

十二 小銃用實包及空包ハ拳銃用實包及空  
 包ノ如ク市谷刑務所ヨリ保管轉換セシ  
 ヲキテ以テ絕對ニ之ヲ避ケヘク而シテ空  
 包射撃ノ成績良好ナル者ニハ實包射撃ノ  
 トキハ最寄軍隊當番者ト交渉シ可成軍  
 用射撃場並用具ヲ借用シ十分ナル警戒  
 ノ下ニ射距離五百米突以内ニ於テ之ヲ  
 行フヘク此等ノ場合拳銃ニ比シ危害ノ  
 程度大ナルヲ以テ銃器ノ取扱射撃ノ訓  
 練上充分ノ注意監督ヲ爲スコト適當ノ  
 位置ニ於テ軍用又ハ公設射撃場ナキ地  
 ニ在リテハ實包射撃ノ訓練ヲ見合ハス  
 コト

ムヘキニ由リ毎年二月末日迄翌年度  
 所要見込數額ヲ申報スルコト

(左記付箋)  
 小銃及拳銃ノ實包及空包市谷刑務所ヨリ  
 各刑務所ヘ保管轉換シ又其ノ藥莢ヲ各刑務  
 所ヨリ市谷刑務所ヘ送付スルコトハ輸送取  
 扱上及運搬費ノ關係ニ於テ不得策ナルヲ以  
 テ小銃及拳銃ノ實包及空包トモ最寄軍衛  
 リ交付ヲ受ケ其ノ藥莢ハ又其ノ軍衛ヘ送還  
 スルコトニ致度目下陸軍省ト交渉中ニ有之  
 候間協定成立ノ上ハ改テ通牒可致候  
 勅令第九十九號(大正十二年四月三十日)

司法省官制中左ノ通改正ス  
 第三條中「八人」ヲ「七人」ニ改ム  
 第七條中「二人」ヲ「一人」ニ改ム  
 第八條中「八十五人」ヲ「七十五人」ニ改ム  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 (參照)  
 明治二十六年十月三十一日公布勅令第百  
 四十三號司法省官制抄錄  
 第三條 司法省專任參事官ハ八人專任書  
 記官ハ六人ヲ以テ定員トス

勅令通彙

第七條第一項  
 司法省ニ專任司法省事務官二人專任司法  
 省衛生官一人ヲ置ク  
 第八條 司法省屬ハ專任八十五人ヲ以テ定  
 員トス

◎諭告第一號  
 愛ニ帝國民法及ヒ商法ヲ施行スルノ氣運ニ  
 至リタルハ實ニ臺灣ニ於ケル文化ノ啓達ヲ  
 證スル所以ニシテ今ヤ帝國臣民相俱ニ其ノ  
 利澤ヲ均フシ應ニ以テ聖代ノ休明ヲ謳歌セ  
 ントス寔ニ同慶ノ至ニ堪ヘサルナリ茲ニ地  
 方制度ヲ確立シテ自治ノ根原ヲ扶植シ教育  
 令ヲ改更シテ學政ノ統一ヲ規畫シ今復タ民  
 法商法ノ實施ヲ以テ國民共同生活ノ安定ヲ  
 保障セントス要スルニ從來島民力織ニ慣習  
 ニ依テ享受シタル民事又ハ商事上ノ權利ハ  
 自今以後豁然トシテ其ノ基礎ヲ法典ニ置ク  
 ナ得ルナリ其ノ外凡ソ民事又ハ商事上ニ幾多  
 ノ機能ハ簡明直截條理整然トシテ各其ノ依  
 據スル所ヲ知ラシム島民タル者須ラク國民  
 共同生活ノ真意義ヲ自覺シ忠厚純正ヲ以テ  
 心ト爲シ孝悌力行ヲ以テ旨ト成シ恩德切切  
 偏ニ德性ヲ涵蓄シ環堵安泰毫モ健訟ノ穢ヲ

聞カサルニ於テ初メテ之ヲ文明ノ民ト謂フ  
 ヘシ今茲ニ民法商法ノ實施ヲ見ルト雖モ運  
 用ノ妙ハ一ニ國民ノ心裡ニ存ス官民上下宜  
 シク此意ヲ體シ慎テ法典奉行ノ旨ヲ愆ル  
 ト毋カレ  
 大正十二年一月一日  
 臺灣總督 男爵 田健治郎

◎司法省訓令第五號(大正十二年六月)  
 二日 司法大臣  
 明治四十二年司法省訓令第七號假出獄及ヒ  
 假出場ニ關スル取扱手續中左ノ如ク改ム  
 第一條中「刑期三分ノ一ニ相當スル日」ヲ  
 「假出獄條件期間經過ノ日」ニ改メ左ノ一  
 項ヲ加フ  
 不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ刑  
 ノ短期・並ニ各其滿リニ應當スル日ヲ記  
 載ス可シ  
 第五條中「假出獄」假出場」下ニ「ノ」ヲ加  
 ヘ「第一號書式」ヲ「第一號書式及ヒ第二號  
 書式」ニ第二號書式」ヲ「第三號書式」ニ改ム  
 第六條ニ左ノ一項ヲ加フ  
 少年法第十一條ノ適用ヲ受ク可キ者ニ付  
 テハ前項ノ外尙ホ同條ニ依リ刑ノ執行終

ル可キ日ヲ申報ス可シ  
 (別記第二號書式)  
 (用紙厚紙紙質適宜)

罪名	刑名	執行	備考
少年例釋放證書	短期	自大正年月日 至大正年月日	假釋放期間年月日
府縣都市區町村審地	長期	自大正年月日 至大正年月日	假釋放期間年月日
少年例釋放證書	短期	自大正年月日 至大正年月日	假釋放期間年月日
府縣都市區町村審地	長期	自大正年月日 至大正年月日	假釋放期間年月日

附則  
 大正 年 月 日  
 何刑務所長 氏 名 名  
 記事及少年保護  
 司又ハ司法大臣  
 ノ指定シタル保  
 護團體ノ認印  
 六寸五分

勅令 通 則

少年假釋放者心得

一、表面ニ記載セラレタル住居ノ地ニ對テハ後述ノ如ク置票ヲ少年保護司、少年保護司ナキ地ニ在リテハ司法大臣ノ指定シタル保護團體ニ呈示シテ認印ヲ受ク可シ

二、天災、疾病其他ノ事項ノ規定ニ從フコト能ハサルトキハ其處アルトキハ速ニ其事由ヲ少年保護司少年保護司ナキ地ニ在リテハ司法大臣ノ指定シタル保護團體ニ開示シテ置票ニ認印ヲ受ク可シ

三、正業ニ就キ善行ヲ保ツ可シ

四、假釋放中ハ住居ノ地ノ少年保護司少年保護司ナキ地ニ在リテハ司法大臣ノ指定シタル保護團體ノ觀察ヲ受ク其指揮命令ニ從フ可シ

五、住居ヲ變更シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅行日數ヲ明カニシテ少年保護司、少年保護司ナキ地ニ在リテハ司法大臣ノ指定シタル保護

團體ノ許可ヲ受ク可シ

六、外國ニ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅行日數ヲ記載シテ少年審判所少年審判所ノ管轄區域外ニ於テハ住居ノ地ノ少年保護司少年保護司ナキ地ニ在リテハ住居ノ地ノ普通刑務所ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ受ク可シ

七、旅行地ヨリ住居ノ地ニ歸着シタルトキハ速ニ少年保護司少年保護司ナキ地ニ在リテハ司法大臣ノ指定シタル保護團體ニ届出ツ可シ

右心得事項ニ違反シタルトキハ左ニ掲クル事由アルトキハ假釋放處分ヲ取消サルコトアル可シ

一 假釋放中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 假釋放前ニ犯シタル他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 假釋放中他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ

假釋放ノ處分ヲ取消サレタルトキハ釋放中ノ日數ハ刑期ニ算入セラレサルモトス

假釋放ヲ許サレタル後其處分ヲ取消サルコトナクシテ其處分ノ假釋放期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ執行終リタルモトス

◎司法省訓令第六號(大正十二年六月二日)司法大臣

明治四十一年八月司法省訓令第四號身附簿様式中「刑期三分ノ一應當月日」ヲ「假出獄條件期間經過ノ日」ニ改メ不定期刑ノ者ニ付テハ其中段ヲ左記ノ如ク變改ス可シ

(様式ハ別ニ之ヲ示ス)

朝鮮總督府監獄及分監ノ名稱、位置表改正

朝鮮總督府令第七十二號(大正十二年五月五日發布)

明治四十三年朝鮮總督府令第十一號別表左ノ通改正ス

(別表)

朝鮮總督府監獄及分監名稱、位置表

彙 報

少年保護協會

少年保護協會は去月十四日發會式を舉げたる事は前號に於て報道し置きたるが協定したる會則並に役員左の通りにして機關雜誌發行の豫定である由、現在會員は七十四名である、各方面よりの入會を歡迎せり、研究問題に係る發表は成るべく本誌に於ても掲載し報導に努める見込であ

少年保護教會々則

第一條 本會ハ少年保護協會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ハ東京少年審判所ニ置ク

第三條 本會ハ少年保護ニ關スル學理及實務ノ研究ヲ爲シ會員相互ノ懇親ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 心理學、生理學、社會學其他

名 稱	位 置
京城刑務所	京畿道高陽郡龍江面
西大門刑務所	京畿道京城府
西門刑務所	江原道春川郡春川面
永登浦刑務所	京畿道始興郡永登浦面
公州刑務所	忠清南道公州郡公州面
公州刑務所清州支所	忠清北道清州郡四州面
大田刑務所	忠清南道大田郡外南面
咸興刑務所	咸鏡南道咸興郡北州東面
咸興刑務所元山支所	咸鏡南道元山府
咸興刑務所江陵支所	江原道江陵郡江陵面
清津刑務所	咸鏡北道清津府
平壤刑務所	平安南道平壤府
平壤刑務所鎮南支所	平安南道鎮南浦府
平壤刑務所金山支所	黃海道殷栗郡北都面
新義州刑務所	平安北道新義州郡光城面
海州刑務所	黃海道海州郡海州面
支州刑務所瑞興所	黃海道瑞興郡瑞興面

大邱刑務所	慶尙北道大邱府
大邱刑務所金泉支所	慶尙北道金泉郡金泉面
大邱刑務所安東支所	慶尙北道安東郡安東面
釜山刑務所	慶尙南道釜山府
釜山刑務所馬山支所	慶尙南道馬山府
釜山刑務所晉州支所	慶尙南道晉州郡平居面
光州刑務所	全羅南道光州郡瑞坊面
木浦刑務所	全羅南道務安郡二老面
木浦刑務所濟州支所	全羅南道濟州島濟州面
全州刑務所	全羅北道全州郡伊東面
全州刑務所群山支所	全羅北道群山府
開城少年刑務所	京畿道開城郡松都面

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十三年十月朝鮮總督府令第十一號ハ監獄及監獄分監ノ名稱、位置ノ件ナリ

第一條 本會ハ少年保護協會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ハ東京少年審判所ニ置ク

第三條 本會ハ少年保護ニ關スル學理及實務ノ研究ヲ爲シ會員相互ノ懇親ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 心理學、生理學、社會學其他



業 報

- 保護ニ關スル科學的研究
  - 二 實際問題ノ研究
  - 三 少年保護事業ノ視察
  - 四 講演
  - 五 其他本會ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル事項
- 第五條 本會ハ少年保護ニ關スル研究者及實際家ヲ以テ組織ス
- 第六條 本會ニ入會セントスル者ハ住所職業氏名及紹介者ノ氏名ヲ記シテ本會事務所ニ申出ツルコトヲ要ス
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 會長一名
  - 二 副會長一名
  - 三 幹事若干名
  - 四 書記若干名
- 第八條 會長ニハ司法省保護課長ヲ推ス副會長及幹事ハ會長ノ指名ニヨル其任期ハ二年トス書記ハ會長之ヲ囑託ス
- 第九條 本會ハ毎月一回(第二月曜日)輔成會ニ於テ開會ス但必要ニ應ジ臨時開會スルコトアルベシ

第十條 會員ハ會費月額金五拾錢ヲ贈出ス

第十一條 本會ニ特ニ功勞アル者ハ名譽會員ニ推舉ス

(役員)

副會長	東京少年審判所長	三井	久次
幹事	司法省秘書課長	岩村	通世
同	司法省事務囑託	北島	良吉
同	輔成會理事	鈴木賀一郎	
同	東京少年審判所	保美	駒藏
同	少年保護司	小菅	吉藏
同	同囑託保護司	高野筆次郎	
同	同囑託高等小學校長	鈴木淨海	
同	同囑託高等小學校長	高橋昇一郎	
同	番町小學校長	齋藤 涉	
同	番町小學校長	角田 茂雄	
同	專心寺住職	鳥澤 清	
同	專心寺住職	上杉文治郎	
同	書記	近藤 亮雅	
同	刑務協會輔成會		

長田檢事の海外遊學

東京地方裁判所檢事長田三保二氏は今同退職の上刑事事業視察研究の爲め歐米へ遊學せらるゝに付、輔成會は歐米に於ける釋放者保護事業の狀況の通信視察並に該事業の組織經營に關する事項の調査を囑託せらる。

教誨師養成機關設立

從來刑務教誨事業に付いて専攻する研究機關なるもの未だ設立なく、從來教誨師の本務に就くには其以前に於て刑務所に於て短期間實務見習を経來りしに過ぎず、進歩しつゝある現代に適應せざるを遺憾とし今同東西兩本願寺は教誨師の専攻機關を設立經營することに決定した。原案は目下山岡局長の手許に提出中である。開設の上は現に教誨師の職に在る者及び將來教誨師たらんとする者の養成及教誨師の研究となら

すのが目的である。場所は刑務協會内に置かれる由、開設は本年七月一日からであるとし之れが設立は確かに刑務教誨事業の一エポックメーキングたるに相違ない。

選奨された人々

司法省では全國の出獄人保護事業者中左記の五氏に對して、九日司法大臣から選奨したが、是等の人々は釋放者保護、即ち出獄人起訴猶豫者執行猶豫者の保護啓蒙と云ふ世に隠れた事業のため、永年心血を注いで盡力した人で、其他同事業の進展に付、靈癡し、國家並びに彼等の改善に貢献された奇特な人々のみである今簡單に此の人々の事跡を列挙する。

東京府下葉嶋自立會 西澤 善七氏

氏は事業に従事する多忙の身なるに拘らず、明治四十五年以來葉嶋に在る自立會の役員に就任し、漸次金品を寄附し基金を募

集して其會の基礎を鞏固にし、又は釋放者の就職保護思想の宣傳に盡力し知友間には西澤君の事業と云へば、釋放者保護を意味する程であるといはれて居る。

大阪本門法華寺中本山本嚴寺

住職 日種 觀明氏

氏は本門法華宗中本山本嚴寺の住職で少年法の施行に際しては、少年保護會立正會を新設して、此の方面にも雄飛せんと試みて居る。

島根縣松江市島根授産會

保護主任 津森百太郎氏

氏は島根授産會の保護主任となり、保護事務の衝に當り同會今日の基礎を確立した人である。

山形縣米澤市米澤商會

近藤 富重氏

氏は明治三十九年自己の經營する米澤商會内に免因保護部を設立し、以て今日に及んで居る。

群馬縣前橋市曹洞宗橋林寺

住職 佐田 仙馨氏

氏は曹洞宗橋林寺の住職、同縣にて保護事業の發達に寄與し、殊に女性釋放者は自費を投じて自坊に收容保護して居る等、功績の偉大なる人である。

海外に於ける陪審制度調査の一 行出發

陪審法が我國にも近く實施さるゝ事となつた爲め、司法省は廣く英、米、獨、佛、伊、澳、西、白、瑞各國の陪審裁判の實況の調査として司法省參事官秋山高三郎氏檢事金山季逸氏、判事鈴木秀入氏、同宇野要三郎氏同島保氏を又陪審裁判に關する設備の調査として司法技師濱野三郎氏を海外に派遣せしむることとなり一行は本月六日出帆せらる。

鎌田文相の訓示 要旨

### ——本年五月地方官會議 に於て——

#### ◎思想善導

歐洲大戰の前後を通じ二三の國家に起りたる變革は自ら世界に過激なる思想を傳播せしめ最近數年來我が國民中にも動もすればかゝる急進思想を陰に宣傳するものあるに至つたことは誠に遺憾に堪へませぬ當局として國民全體の思想の流動に就いて絶えず細密な注意を拂つて居りますが各位におかれてもこの問題に對しては特に慎重な御考慮を煩はしたいのであります。

#### ◎義務教育

世界大戰後歐米諸國が國民教育に對し眞剣の努力を致して居ることは既に御承知の通りであります我が國民教育の改造は現在の最大急務であつて何人も之に異議をばさむものはないと信じます我が國家の内外の事情を考察し現制の如き六箇年の義務教育を以て到底満足するものが出来なくなつたことは極めて明瞭であります先に貴族院において一帝國内外の情勢に顧み國民教育を充

實するの急務なるを思ひ政府は速に義務教育の年限を延長するの國策を定め其制度を設けられむと望む」といふ希望事項を決議せられたことは實に我が國論の凝結したものと見ればなりませぬ當局においてもこの國論にそはんがため事情の許す限り速に之を實施したいと希望し目下各種の方面から調査をして居ります。

#### ◎實業教育

中等實業教育に關しては産業の進歩と時運の要求とに應じ先年來制度の改正を行ひ本年に至つて商船學校規程並びに水産學校規程を改め、に全般の改正を終りました就ては此際特に各位の御留意を願ひたいと思ひますのは今回の規程改正の要旨は實業教育に單に實業に關する知識技能を授けるのみを主眼とせず品性の向上常識の養成に力を致し國家有用の人物を育成すべきことを一層明瞭にしてその本旨を徹底するに遺憾なきを期したのでありますからその實施に當つては十分の御考究を煩はし運用宜しきを得るやう御配慮を望みます殊に近來朝野の問題となれる農村振興に關してはこれが應

急的施設を講ずるの必要であるのは勿論でありますが根本的方策としては農村教育の普及改善に待つ外はないのであります。

#### ◎補習教育

各實業補習教育は近年各位の御盡力によりまして是足の發達を遂げたことは誠に喜ばしい現象でありますがなほその施設内容の各方面に亘り改善を要する點が少くないのであります殊に工場法の改正に伴ふ都市青年教育の問題並びに農村振興の問題等に鑑みこの際一層これが普及發達を圖る必要があると思ひます。

#### ◎社會教育

社會教育施設に就いては社會現下の情勢に照らし愈々これが振興を計り普く國民に對し教化の力を致すことは甚だ必要なことと認めます青年團處女會に就いては本年内務大臣と共に其の優良なるものを選奨致しましたが其成績に徴して見ますと進歩の跡が頗る歴然たるものがあり又喜ぶべき新傾向も起つて來て居るのであります尙青年團並びに處女會の事業振興と共に着目せられらむとは一般成人に對する教育でありま

す之を歐米諸國の實例に徴して見ましても勞働者は勿論一般市民に對する社會教育の施設として實に組織的な教育が行はれて居るのであります我が國に於ても多少大學や專門學校又は各府縣等に於いて公民講座民衆講座或は又夏季大學等の施設が發達せんとして居りますけれどもなほ未だ見るべきものは少いのでありますから將來これ等の成人に對しても亦一定の施設と一定の行法とによつて秩序あり規律ある組織的な教育を興へて行くことに御盡力下さるやう希望致します。

#### ◎國民體育

我國國民の體格改善に關しては識者の議より意を致してゐる所でありましたがこれが實績を擧げる爲從來比較的閉却せられて居りました國民の體育運動の改善に對して今後特に力を注ぎたいと思ひますこれが爲めには先づ國民の身體的特質を探索し教育並びに生活狀態等を考へ權威ある綜合的科學的研究に基き我が國民に適應する完全なる體育法を確立して生徒兒童のみならず一般國民の體質の改良を圖りたい。

### □水野内相の訓示

——同前——

方今世界の各國は大戦創傷の後を受けて何れも銳意力を産業の振興國力の充實に致すこと年々益々その濃厚を加へて居るの間に處し國際間における地位の向上と共に夙に重きを中外に成せる我が帝國は却つて年と共に刺激を受くること漸く薄きに伴ひ世情動もすれば弛懈荒怠に流るゝの感なき能はずこの時に當つて更に大に人心の歸趨を新にし盛に國民の活力を積み以て内容の充實を圖るの要更に切なるものあり之がためには國民の體てが相率るて道義の觀念と公共の精神とに基き光明ある前路を開拓すると共に公私日常の間を通じて消費を節約し能率を増進するにおいて一段の勇を振ひ之によつて得たる餘力を移して更に之を有効に活用し發揚賜進以て大に物質上の實力を豊富ならしめ精神物質の兩方面相輔するを要す

敬祈思想精神祖祖は我國體の風髓にして

國民精神の教養上に至大の關係を有す政府は時態の趨向に鑑みて敬祈思想を發揮するを殊に急務なるを認め今回新に神社調査會の置設し以て神社に關する重要な事項を調査し國體の精華を發揚するの第一歩たらしむることとしたり

### 會報

#### □火災復舊工事竣成

災害復舊工事は取急ぎつ、あつたが去月三十日完成した、内外のベンキ及壁ともに塗り換へ新しき装ひとなつたそして雑踏の荷造等は事務室の一部を以て充て來り常に不便を感じて居つたが從來の物置小屋に建て増し工事を施し發送荷造の場所を新設することが出来た。

#### □會費其他送金方

一、振替貯金口座ヲ利用セラルル場合ハ拂込通知票裏面通信文記欄ニ何月分會費、人代又ハ何々ト明記セラレタシ

會報

- 一、三井銀行預金、拂込ノ場合ハ書面又ハ  
摺書ヲ以テ送金ノ金種ヲ本會ヘ報告セ  
ラレタシ
- 一、現金又ハ郵便替替等ノ場合ハ簡單ニ送  
金ノ種別ヲ記シタル書面ヲ添付セラレ  
タシ
- 一、會費、人代其他刑務協會ニ關スル送金  
ハ東京第二五〇五九番振替貯金口座ヲ  
利用シ、共濟組合掛金ハ東京第六三八  
四一番振替貯金口座ヲ利用セラレタシ

教化用活動寫眞

巡回映寫

左記の日割によりて第二回目ノ刑務所巡  
回映寫を爲す豫定である。

六月三日(小田原少年) 四日(岡山) 五日  
(高松) 七日(松山) 八日(廣島) 九日(岩  
國少年) 十日(山口) 十一日(小倉) 十二日  
(福岡) 十二日(福岡少年) 十三日(佐賀)  
十四日(長崎) 十六日(三池) 十七日(熊  
本) 二十日(鹿兒島) 二十一日(宮崎) 巡  
十二日(大分) 二十四日(鳥取) 二十五

日(松江) 二十七日(福井) 二十八日(金  
澤) 二十九日(富山) 三十日(新潟) 七月一  
日(福島)

市ヶ谷刑務所管

谷庫造氏の殉職

會員市ヶ谷刑務所看守谷庫造氏は柔道に  
秀で常に師範として同刑務所の職員を指南  
して居たが去る五月三十日も平常の通り同  
所の演武場に於て所員を指導中頸骨を脱臼  
し、早速應急手当を受け直に慶應大學病院  
に入院治療の處不幸にもその効もなく翌日  
午後十一時四十五分に長逝せらる洵に哀悼  
の情に堪へず因に本月二日午後東大久保の  
法善寺に於て莊嚴なる佛式法會あり司法省  
行刑局長は左の弔詞を贈らる協會よりは北  
島理事が山岡會長の弔詞を代讀せり尙ほ協  
會よりは會則第八條第一項第一號に準據し  
金三百二十一圓に生花一對を贈れり、茲に  
君の長逝を悼み謹て弔意を表す、

甲 詞

市ヶ谷刑務所看守部長菅谷庫造君演武中瀕

ラズ危病ニ罹り療養効ナク遂ニ長逝ス鳴  
呼悲哉其責任温良殊ニ柔道ニ長シ師範ト  
シテ所員ヲ教導スル懇切丁寧風ニ衆望ヲ  
負フ然ルニ一朝其ノ職ニ殉ス焉ソ痛惜ニ  
堪ヘンヤ茲ニ其葬ニ蒞臨ミテ弔詞ヲ呈ス  
大正十二年六月二日  
司法省行刑局長正五位勳四等  
山岡萬之助

寄附金

協會の事業の改善進歩會員諸君の向上發  
展に對し、寄附行為の目的と經濟事情の許  
す範圍内に於て最善を盡しつゝある。就中  
會員の慰籍表彰並に死亡疾病退職に關する  
贈金率等に就ても多年の懸案を解決し、本  
年四月會則を改定實施したり。因みに前年  
内地の刑務所よりはは之が爲め基金の一部の  
寄附を受けることは昨年十一月號に於て發  
表致し置きたり。朝鮮臺灣關東廳の刑務所  
方面へも曩に依頼し置きたるに此程左記の  
通り大に贊助せられ基金として寄附せらる  
に至る深く感謝する所である。

第二回高級練習所開所

第二回高級練習所は六月十一日より開所  
された。詳細は次號に、

謹告

拜啓今回司法保護事業等視察ノ爲メ御地  
ニ出向キ候節ハ手厚キ御待遇ニ預リ誠ニ  
有難茲ニ乍略儀誌上ヲ以テ御禮申上候

敬具

六月二日

北島良吉

- 小倉 福岡 長崎
- 佐賀 三池 熊本
- 鹿兒島 宮崎 大分

各刑務所職員御中

定價表	廣告料	文注規定
一冊(稅共) 金貳拾錢	五號活字半段 一行 金壹	●御注文はすべて前金のこと
六冊(稅共) 金壹圓貳拾錢	一 一頁 金五	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて
十二冊(稅共) 金貳圓四拾錢	二 一頁 金四	振込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
	三 一頁 金拾	口座は東京第五〇五九番刑務協會とする
	四 一頁 金拾	●御注文の原は必ず送附先明記のこと、従つて轉居
	五 一頁 金拾	の際には所務住所を御届下されした。
	六 一頁 金拾	
	七 一頁 金拾	
	八 一頁 金拾	
	九 一頁 金拾	
	十 一頁 金拾	
	十一 一頁 金拾	
	十二 一頁 金拾	

明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可  
大正十二年六月十九日印刷 本行  
大正十二年六月二十日發

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地  
編輯人 北島良吉  
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地  
株式會社共榮舎  
東京市麹町區西四比谷町一番地  
電話銀座二三三四、三八二五番

發行所 東京市四谷區左門町七十二番地  
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地  
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地  
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地

